

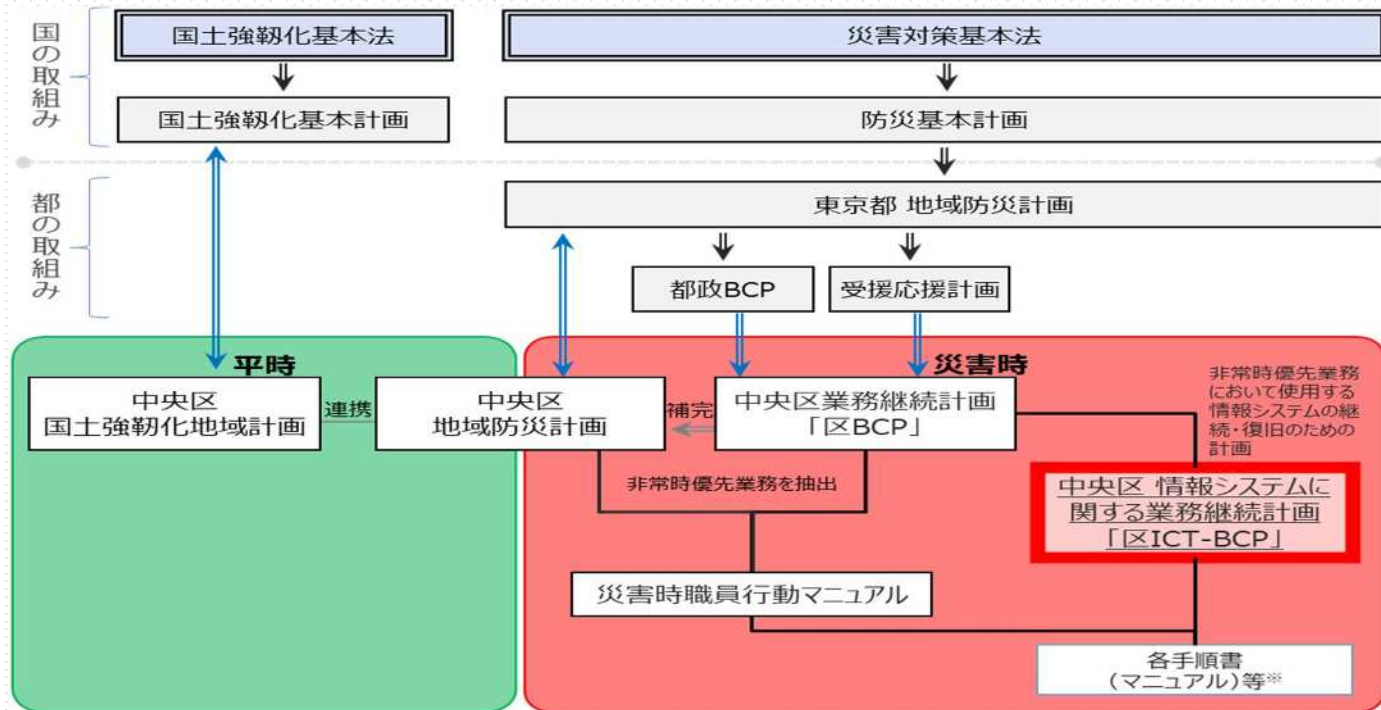
中央区情報システムに関する業務継続計画【震災・風水害編】(ICT-BCP)の策定について

☞ 中央区情報システムに関する業務継続計画【震災・風水害編】（以下「区ICT-BCP」という。）について、策定を行ったため報告する。

1 背景及び目的

- 近年頻発する自然災害の教訓や大規模災害発生時の本区への影響、総務省による「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」の改定等を踏まえ策定する。
- 災害発生時に必要な資源が制約される状況下でも、「中央区業務継続計画【震災・風水害編】」（令和8年3月改定。以下「区BCP」という。）に基づく非常時優先業務で使用する情報システムを、目標とする時間・時期までに確実に稼働させることを目的とする。

2 他の計画との関係性



※システム復旧手順書等の各手順書(マニュアル)を指す

中央区情報システムに関する業務継続計画【震災・風水害編】(ICT-BCP)の策定について

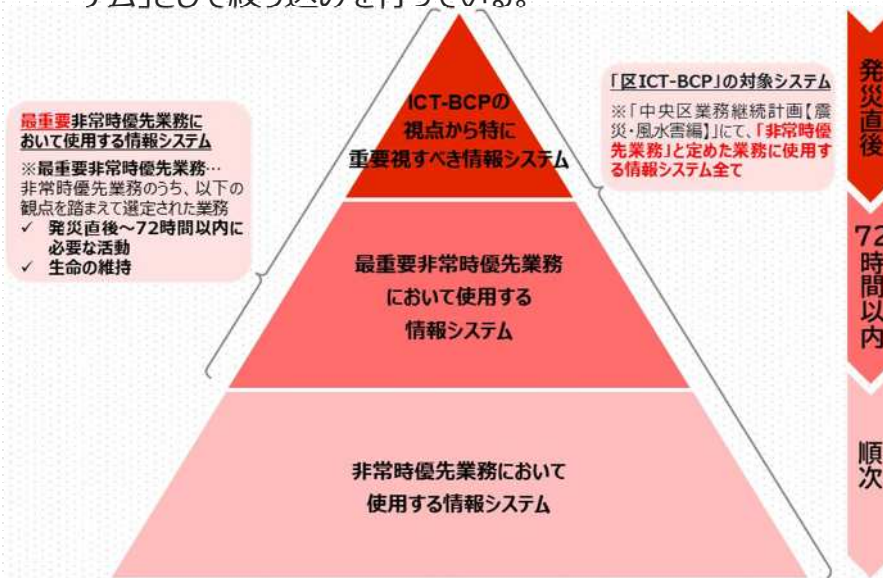
3 概要

(1) 基本方針

- ・被災下における行政機能維持と区民の生命・財産保護
- ・災害対応能力の継続的強化と計画書の有効性の維持・改善
- ・非常時優先業務に係る情報システムの復旧・立上げ・維持

(2) 非常時優先業務において使用する情報システムの選定

区ICT-BCPでは、区BCPで定めている非常時優先業務の分類のほか、更に「ICT-BCPの視点から特に重要視すべき情報システム」として絞り込みを行っている。



情報システムの重要度	概要
ICT-BCPの視点から特に重要視すべき情報システム	ICT-BCPの視点から、人命救護及び行政機能継続を目的として特に重要視すべきと考えられる情報システム。過去の災害時の被災自治体における利用実績に照らして、設定した。役割・機能に基づき、次の7種類に分類している。 1. 震災関連情報の集約 2. 区民に向けた震災関連情報の発信 3. 外部機関との情報集約・発信 4. 物資調達・被災者支援 5. 公的サービスのオンライン提供 6. 災害時通信手段 7. 職員の参集・連絡
最重要非常時優先業務において使用する情報システム	「非常時優先業務」のうち、次の観点等を踏まえて選定された「最重要非常時優先業務」で使用する情報システム ・ 発災直後～72時間以内に必要活動 ・ 生命の維持
非常時優先業務において使用する情報システム	「非常時優先業務」と定めた業務で使用する情報システム

(3) 常時の実効性確保

災害発生時に「非常時優先業務において使用する情報システム」を確実に立上げ・維持するためには、情報システムに関わる全職員が区ICT-BCPの意義や目的等を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たしていくことが必要である。

①教育、訓練の実施、②計画の改定、③システムの更新等による一覧表の改定を含むPDCAサイクルに則った仕組みを構築・運用することにより、区ICT-BCPが災害時でも機能するよう実行性を担保する。

※計画の詳細は、別紙「中央区情報システムに関する業務継続計画【震災・風水害編】」のとおり

中央区 情報システムに関する
業務継続計画
【震災・風水害編】

令和 8 年 7 月

中央区

目 次

1. 総則	4
1-1. はじめに	4
1-2. ICT-BCP 策定の背景	4
1-2-1. 災害時に情報通信環境を維持することの意義	5
1-3. ICT-BCP に関する基本的な考え方	6
1-3-1. ICT-BCP の目的	6
1-3-2. ICT-BCP の策定に係る政府の方針	7
1-3-3. ICT-BCP の基本方針	8
1-3-4. ICT-BCP と他の計画との関係性	10
1-3-5. ICT-BCP の文書構成	11
1-3-6. ICT-BCP の発動基準(計画の適用基準・範囲)	12
1-4. 代替庁舎の特定	14
1-4-1. 目的	14
1-4-2. 代替庁舎に関わる検討状況	14
1-4-3. 代替庁舎において使用可能な情報システム	16
2. 中央区として想定する災害及び被害の様相	17
2-1. 対象とする災害	17
2-2. 首都直下地震	17
2-2-1. 想定する災害	17
2-2-2. 被害の様相	17
2-3. 風水害	20
2-3-1. 想定する災害と被害の様相	20
2-4. リスクシナリオの設定	20
2-4-1. リスクシナリオの考え方	20
2-4-2. 区 ICT-BCP に関わるリスクシナリオ	21
3. 非常時優先業務において使用する情報システムの選定	21
3-1. 非常時優先業務とは	21
3-1-1. 基本的な考え方	21
3-1-2. 対象となる業務	22

3-2. 非常時優先業務及び優先度の設定	24
3-3. 非常時優先業務において使用する情報システム	25
3-3-1. 非常時優先業務において使用する情報システムとは	25
3-3-2. 非常時優先業務において使用する情報システム一覧	26
3-4. 目標復旧時間と目標復旧レベルの妥当性の確認	30
4. 平常時の業務継続力の維持・向上	37
4-1. 平常時における ICT-BCP の見直し	37
4-1-1. ICT-BCP の実効性確保	38
4-2. 平常時におけるシステム所管課職員の対応	41
4-2-1. 平常時における準備	41
4-2-2. 外部サービスに関する対応	44
4-3. 平常時におけるチェックリストを用いた確認	47
5. 緊急時対応・復旧計画	48
5-1. 緊急時対応体制	48
5-2. 情報システム課職員の参集	51
5-2-1. 参集判断及び安否確認	51
5-2-2. 参集場所	54
5-3. 情報システム課への来訪者・職員等の負傷者対応・誘導、避難	55
5-3-1. 情報システム課への来訪者・職員等の負傷者対応・誘導	55
5-3-1-1. 就業時間帯	55
5-4. 情報システム課職員の緊急時対応	56
5-5. システム所管課職員の緊急時対応	56
5-5-1. 復旧対応	56
5-5-1-1. 就業時間帯で避難の必要がない場合、または参集後	56
6. 用語集	59

改版履歴

版数	年月日	修正又は改定の内容
初版（作成）	令和 8 年 7 月 1 日	—

1. 総則

1-1. はじめに

本書は、災害発生時に必要な資源が制約される状況下においても、非常時優先業務で使用する情報システムを、目標とする時間・時期までに確実に稼働させることを目的とした計画である。

1-2. ICT-BCP 策定の背景

内閣府は、近年発生した大規模災害の教訓を踏まえ、より実効性の高い業務継続計画の策定を促進するため、令和5年5月に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を公表した。

また、東京都においても、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を約10年ぶりに公表した。令和5年11月には「東京都業務継続計画」（以下「都政BCP」という。）を改定し、地震に加え、風水害や島しょ地域における火山噴火を想定したオールハザード型の業務継続計画とした。

こうした国や都の動向を受け、本区では、令和6年度に「中央区地域防災計画」の修正を行い、新たな被害想定や関係法令との整合性を図るとともに、区防災対策の進捗及び災害対応シナリオ等の更新をしたところである。

本区は、定住人口が堅調に増加し、令和9年度中には20万人を超える見込みであり、日本橋、銀座、築地など首都東京を代表する繁華街を有していることから、本区の特性に応じたマンション防災対策や事業所防災対策の推進、さらには、地域防災の要である防災拠点活動への支援が極めて重要である。

今後いつ起きてもおかしくない首都直下地震に備え、区として、区民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、区民等と協働しながら「地域ぐるみ」で地域防災力の強化に向けた歩みを進めていくことが不可欠である。

こうした区の出組を着実に履行していくため、令和7年度に「中央区業務継続計画【震災・風水害編】」（以下「区BCP」という。）を改定した。

「区BCP」においては、災害発生時であっても中断・遅滞が許されず、他の業務に対しても優先的に資源を投入すべき『非常時優先業務』を定めるとともに、災害対応に必要な執行体制及び執務環境の確保に必要な各種施策を定めているところである。非常時優先業務において情報システムやネットワーク、通信等のICT環境を維持することが必要不可欠である。

そこで、過去の災害事例や地方公共団体に対する法の求め、総務省が令和 6 年 3 月に改定した「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画 (BCP) 策定に関するガイドライン」(以下「ICT-BCP ガイドライン」という。)の要求事項、大規模災害発生時の本区への影響等を踏まえ、本区の実態に合わせた「ICT-BCP の策定」及び「業務継続体制の強化」を実施することとした。

「中央区 情報システムに関する業務継続計画」(以下「区 ICT-BCP」という。)は、「区 BCP」に定められた非常時優先業務に係る情報システムに関する業務継続を中心とした観点に特化して計画を策定するものである。(「区 BCP」及び「区 ICT-BCP」の位置付けについては「図 4：区 ICT-BCP と他計画の関係性」参照)

1-2-1. 災害時に情報通信環境を維持することの意義

大規模災害発生時には、庁舎や設備の損壊による情報通信環境の寸断が、重要な業務への支障を来し、人命に関わる影響が発生することが予想される。

① 大規模災害発生時に発生し得る過酷な状況

本区においても様々な事象が発生し、人的資源、物理的資源、情報等が限定され、情報システムについても通常の運用を継続することができない状況となる可能性がある。

- 庁舎が使用できない
- 情報通信機器が損壊、故障する
- 電力供給が停止する
- 空調設備が損壊する
- 業務継続に必要な職員が集められない
- 必要な外部事業者と連絡が取れない、対応準備が取られていない

② 大規模災害発生時に情報通信環境が機能しなかった場合に起こり得る影響

過去の災害においても、情報通信環境が機能しないことに起因し人命に関わる影響¹が発生したケースがある。本区では、本庁舎において被災により情報通信環境の途絶などが生じた場合、他の庁舎等で同程度の情報通信環境の整備を行うことが難しい構造となっていることには注意が必要である。

- 警報・注意報等の情報（津波、土砂災害警戒等）、道路交通情報（冠水、通行止め等）、避難所情報等、住民に対する各種情報提供に問題があった場合
 - ✓ 情報が正確ではなかったことによる避難の遅延
 - ✓ 情報発信の遅延による避難の遅延

¹2024 年能登半島地震の際には、能登半島北部 6 市町において「最大約 7 割～8 割のエリアで通信の支障が発生し、石川県庁では深刻な通信障害により被災地の情報収集に難航した。

- ✓ 情報発信手段が限定され、住民が情報取得できなかったことによる避難の遅延
- 人的被害（死傷者、行方不明等）及び物的被害（建物倒壊、家屋倒壊、インフラ被害等）の情報収集に問題があった場合（正確ではなかった、時間を要した、手段が限られている等）
 - ✓ 的確なトリアージができないことによる救助の遅延
- 避難所の被害状況（建物・インフラ等）、収容数、職員数、物資の充足状況等の情報収集・伝達に問題があった場合（正確ではなかった、時間を要した、手段が限られている等）
 - ✓ 必要な物資（食糧、医薬品、衛生用品等）が必要な区民に届かないことによる体調不良の発生

1-3. ICT-BCP に関する基本的な考え方

1-3-1. ICT-BCP の目的

「区 ICT-BCP」は、「1-2-1. 災害時に情報通信環境を維持することの意義」を踏まえ、発生時に必要資源に制約がある状況下でも、「非常時優先業務において使用する情報システム」を目標とする時間・時期までに稼働し、本区における災害時の初動業務を迅速に開始することを目的とし、区民の安全確保と重要業務の早期復旧を図ることを目指す。特に、「区 BCP」に定める非常時優先業務を最優先で復旧するために、ICT システムとインフラの被害を最小限に抑え、速やかな復旧を実現することを目指す。

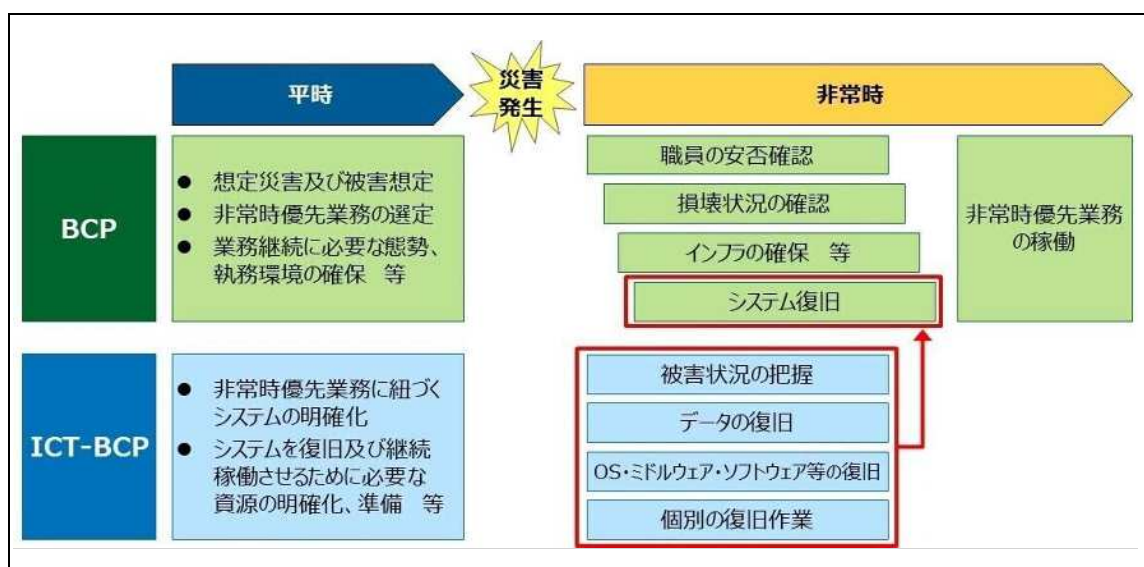


図 1: ICT-BCP の目的

1-3-2. ICT-BCP の策定に係る政府の方針

総務省では、小規模な市区町村を含め、あらゆる地方公共団体が自ら状況に応じて取り組むことができるよう「ICT-BCP ガイドライン」を平成 20 年 8 月に策定した。

- ICT-BCP ガイドラインの策定意義

- 大規模災害発生時、地方公共団体は区民や企業に向けた重要業務を実施しなければならない責務を負っており、そのためには情報システムが不可欠
- 情報システムは、被害を受けてから事後的に対応した場合、情報の復元ができない、復旧に時間を要するといった問題が生じる可能性があるため、平常時から準備が必要

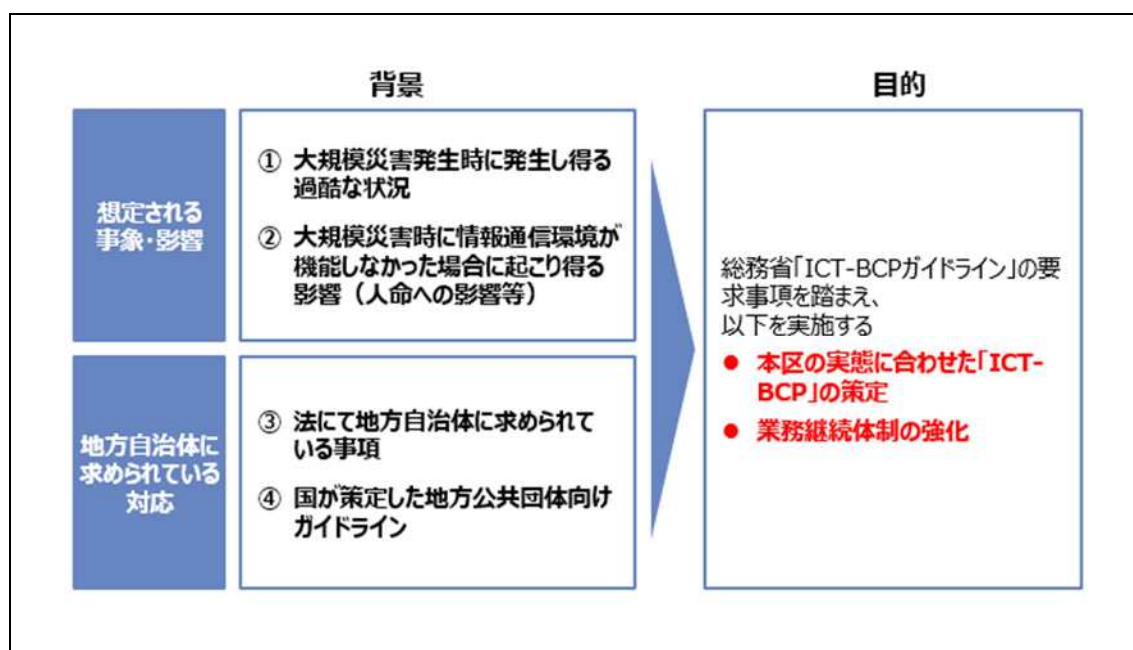


図 2:ICT-BCP 策定の背景

1-3-3. ICT-BCP の基本方針

「区 ICT-BCP」では、以下を基本方針とする。

① 被災下における行政機能維持と区民の生命・財産保護

災害により中央区自らが被災（区の職員や施設・設備に被害が発生）することを想定し、利用できる人的・物的資源が限られている状況、また、区の行政機関を維持する上で必要不可欠なライフライン・インフラに障害が発生している状況においても、区民の生命・財産を守ることを目指す。

② 非常時優先業務に係る情報システムの復旧・立上げ・維持

「区 BCP」に基づいて立上げが必要と判断された「非常時優先業務」において使用する情報システムを対象として、復旧・立上げ・維持に努める。

③ 災害対応能力の継続的強化と計画書の有効性の維持・改善

本区の災害対応能力を継続して強化するため、教育・訓練を含む PDCA サイクルに則った「継続的に維持・改善するための経営手法」の構築を目指す。

また、関係者への周知や訓練を通じ、計画が常に現状を反映するように定期的に点検する。その際、「区 BCP」との整合性を確保しながら見直しを進める。

<「継続的に維持・改善するための経営手法」の構築>

ICT-BCP を定めるに当たり、組織には、期待されない事象（例：地震や風水害等）により組織の重要事業が中断した（又は、しそうなになった）としても、経営陣が望むレベル感・スピード感で継続・復旧させる組織の対応能力が求められる。「継続的に維持・改善するための経営手法」とは、上記の能力の向上のため、組織の経営活動に組み込むことができるようにデザインされた PDCA サイクルに基づく仕組みのことである。

表 1:ICT-BCP 策定における PDCA サイクル

Plan	目標・計画策定（方針の決定、ICT-BCP 策定等）
Do	行動（訓練、ワークショップ、バックアップからの復元・修復に関する訓練等）
Check	評価・分析（訓練結果の評価・分析）
Action	改善（訓練結果を踏まえた ICT-BCP・体制・仕組み等の見直し）

上記の PDCA サイクルを継続的に繰り返すことにより、メンバーの習熟度や業務レベルの継続的強化が期待される。

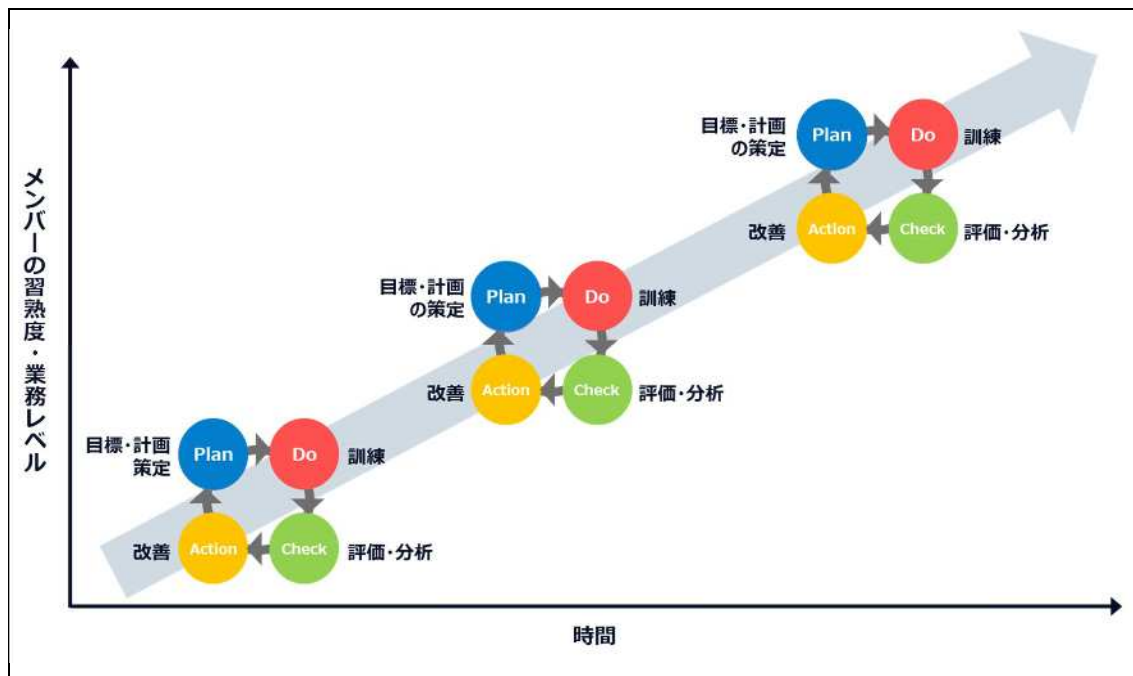


図 3:PDCA サイクルを用いた BCP のイメージ

1-3-4. ICT-BCP と他の計画との関係性

「区 ICT-BCP」の位置付けは、次のとおりである。

「区 ICT-BCP」は「区 BCP」と整合性を図り、危機的事象発生時において情報システムに要求されるサービスレベルを満たす必要がある。

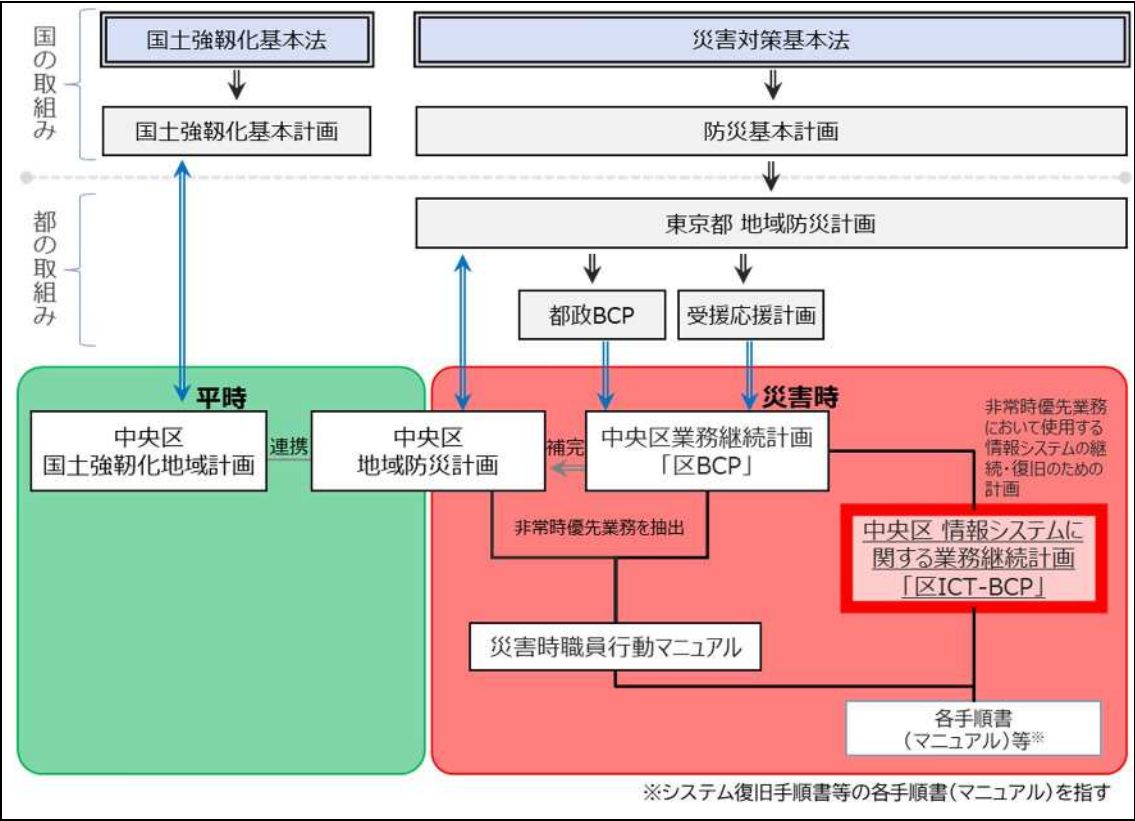


図 4: 区 ICT-BCP と他計画の関係性

「区 ICT-BCP」、「区 BCP」及び「地域防災計画」の主体、関連計画、計画の趣旨等の比較は、下表のとおりである。

表 2: 区 ICT-BCP と BCP、地域防災計画との差異

項目	区 ICT-BCP	区 BCP	中央区地域防災計画
主体	区	区	区、都及び防災関係機関
関連計画	「区 BCP」	「都政 BCP」「東京都災害時受援応援計画」	「東京都地域防災計画」
計画の趣旨	発災時に必要資源に制約がある状況下でも、	発災時に必要資源に制約がある状況下でも、	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る

	「 <u>非常時優先業務において使用する情報システム</u> 」を目標とする時間・時期までに稼働できるようにするための計画	<u>非常時優先業務</u> を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画	実施事項や役割分担等を規定するための計画
計画の位置付け	情報システムのシステム所管課における業務継続計画	地域防災計画を補完する計画	地方公共団体の防災対策を具体的に定めた計画
行政の被災	行政の被災を想定（情報通信機器の被災を評価）	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要な資源の被災を評価）	行政の被災は前提としていない
計画承認	デジタル化推進委員会	震災対策推進委員会	中央区防災会議

1-3-5. ICT-BCP の文書構成

「区 ICT-BCP」を構成する文書は、下図のとおりである。

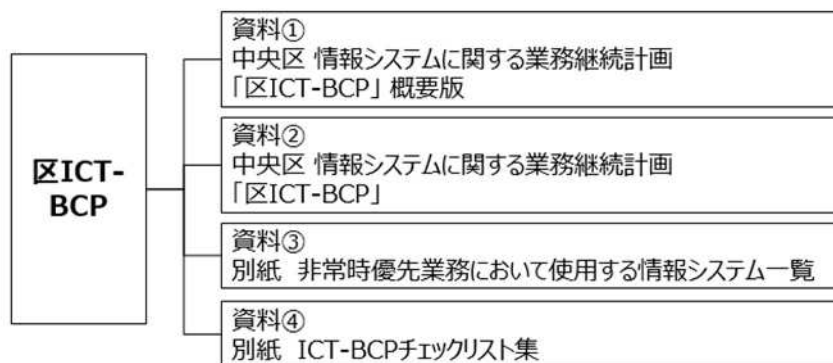


図 5:「区 ICT-BCP」の文書構成

各資料の内容は、下表のとおりである。

表 3:「区 ICT-BCP」の文書の概要

資料番号	資料名	概要
資料①	中央区 情報システムに関する業務継続計画「区 ICT-BCP」概要版	「区 ICT-BCP」の目的、非常時優先業務において使用する情報システムの選定、平常時の業務継続力の維持・向上、体制図等をまとめたもの
資料②	中央区 情報システムに関する業務継続計画「区 ICT-BCP」	「区 ICT-BCP」(本文)
資料③	別紙 非常時優先業務において使用する情報システム一覧	非常時優先業務において使用する情報システムについて、目標復旧時間、情報システム機器、バックアップ、要員、外部事業者に関連する情報を一覧化したもの。 詳細は「3-3-2. 非常時優先業務において使用する情報システム一覧」参照
資料④	別紙 ICT-BCP チェックリスト集	「区 ICT-BCP」に関連して対応が必要となる事項に関するチェックリスト。 詳細は「表 27:ICT-BCP チェックリスト集の用途」参照

1-3-6. ICT-BCP の発動基準(計画の適用基準・範囲)

(1)発動基準(適用基準)

区 BCP の発動基準は、中央区地域防災計画に定める中央区災害対策本部の設置及び対応方針に合わせることにする。中央区災害対策本部の設置基準は、下記のとおり。

■中央区災害対策本部の設置基準(参考)

区長は、区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、非常配備態勢を発令する必要があるとき、本部を設置する。

《地震における本部設置》

区内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は本部を設置する。

なお、震度に関わらず、被害状況等に応じて本部を設置する。

《風水害の場合》

台風により大雨などの特別警報発令が予想される場合、又は気象庁等の関係機関とのホットラインにより警戒態勢を準備する旨の連絡があった場合、本部を設置する。

(2)適用範囲

「区 ICT-BCP」の適用範囲は、大規模な地震や風水害が発生し、中央区災害対策本部が設置された際に区職員が実施する業務(非常時優先業務)において必要な情報システムとする。

また、「非常時優先業務において使用する情報システム」を着実に立上げ・維持するために必要な要員（執行体制）、情報通信機器・備品、バックアップデータ、参考文書等に係る事前準備も適用範囲とする。

なお、「(1) 発動基準（適用基準）」でも示したとおり、「区 ICT-BCP」は「区 BCP」の発動を受けて発動されるものであるため、大規模な地震と風水害を対象とし、過失、故意、サイバー攻撃等によるシステム障害は対象としない。

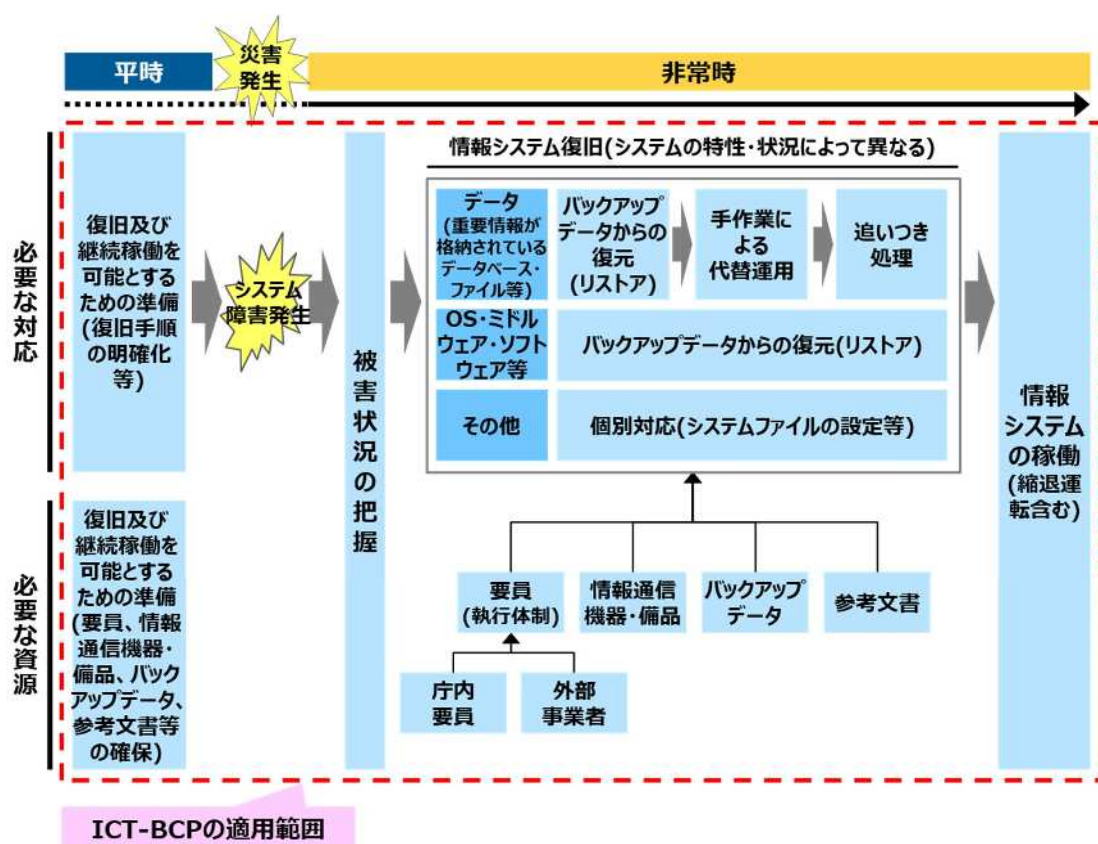


図 6:適用範囲

さらに、「非常時優先業務において使用する情報システム」の運用・保守等に携わる外部事業者についても「区 ICT-BCP」において提示する考え方・方針・施策を参考に、それぞれに ICT-BCP（又は ICT-BCP に準じる計画）を策定する。契約書、SLA（Service Level Agreement/サービスレベル契約）等で緊急時に向けた取決めを行うことが前提となるが、人的資源、物理的資源、情報等が限られた状況で業務を立上げ・維持するためには、双方で ICT-BCP（又は ICT-BCP に準じる計画）を策定し、認識をそろえておくことが重要である。

また、外部事業者へ業務を委託する際には、本区が定める仕様書にも上記を記載する。

なお、現行の契約等で上記の規定がされていない場合は、今後の契約更新や新規契約の際に順次策定を進めることとする。

「外部事業者において求められる対応」及び「本区と外部事業者間において求められる対応」に関しては、「4-2-2. 外部サービスに関する対応」を参照されたい。

1-4. 代替庁舎の特定

1-4-1. 目的

地震により本庁舎躯体に損壊・損傷、火災が発生した場合、災害対策本部としての活動ができないことが想定される。「区 BCP」においては、そのような状況下で、本庁舎以外の区有施設を代替庁舎として活用し、災害対策本部（及び災対各部）の設置・運営ができるよう、各施設の諸元調査及び執務環境として必要な資機材・システムの導入を推進することが定められている。

「区 ICT-BCP」では、代替庁舎において使用する情報システムの選定及びシステムが使用できる環境を整えることが求められる。

1-4-2. 代替庁舎に関わる検討状況

「区 BCP」では、下記の観点で代替庁舎に関する検討を行っている。

(1) 候補施設の評価

● 評価の考え

災害対策本部（及び災対各部）としての執務が安全にできるよう、東京都のガイドラインが下表に定める観点・基準を参考に、候補施設が代替庁舎として適しているのか評し、必要な対策を講じる。

表 4:評価の考え

項目	評価の考え
危険性の有無	首都直下地震等が発生した場合でも、施設としての損壊及び火災が発生する危険性がなく、代替施設として利用することが可能であること。
執行体制の確保	業務の継続に必要な執行体制の確立(職員の移動・参集)が可能であること(例:施設周辺で大規模な建物倒壊・火災の危険性がない)。 災对各部の職員(移動対象として指定されている職員)を収容できる部屋(例:会議室等)を複数有していること。
執行環境の確保	平常時から施設として利用されており、施設としての保守・メンテナンスが行われていること。 ライフラインが停止した場合を想定し、非常用発電機や衛星通信等の資器材を導入・持ち込み・設置することができること。 非常時優先業務の継続に必要な情報システム・ツールの利用が可能であること。

● 各候補施設の現状

災对各部に対する非常時優先業務に関する調査において、本庁舎が有する機能が代替候補施設にて継続可能か否かについて地域危険度により確認した。各候補施設にて業務を実施・継続できるよう、今後、必要な対策を実施する。

表 5:危険性の有無の評価

特別出張所		地域危険度			
出張所	住所 (丁目まで)	建物倒壊		火災	
		危険量 (棟/ha)	ランク	危険量 (棟/ha)	ランク
日本橋特別出張所	日本橋蛸殻町一丁目	4.41	3	0.08	2
月島特別出張所	月島四丁目	3.73	3	0.12	2
晴海特別出張所	晴海四丁目	0.12	1	0	1

(2)代替庁舎への移動・移転の流れ

万一、本庁舎が使用不可、又は業務継続が困難になった状況下において、安全かつ迅速に代替庁舎へ機能移転できるよう、平常時より、移転の決定や準備等について具体的な実施手順や役割分担を検討する。

表 6:代替庁舎への移転・移動の流れ

項目	検討内容
移転の決定	移転の決定基準となる本庁舎の被害の様相・程度
	代替庁舎の選定基準となる特別出張所の被害の許容範囲・基準
	代替庁舎の移転検討を行う担当部署
	移転・移転先の決定までの庁内意思決定の過程
	移転決定に関する関係各機関・区民等への広報の有無・内容
移動の準備	移動対象者の指定（全職員の移動は前提としない）
	持参する資器材・システムの洗い出し
	移動経路及び移動手段（車両・徒歩等）の決定
移動中	移動の実施方針（指定要員の一齐移動又は分割移動するか）
	移動中の災害対策本部・災対各部の業務継続（移動中も手を止めない）
	移動中の安全対策（余震が来ても移動を継続するか）
移動後	代替庁舎内の部屋割り
	非常用発電機や衛星通信等の資器材の設置担当・設置場所
	移動後最初の災害対策本部会議の開催までの流れ
	本庁舎への災害対策本部機能の切り戻し基準

1-4-3. 代替庁舎において使用可能な情報システム

非常時優先業務において使用する情報システムについて、使用する回線やシステムサーバの設置場所等を踏まえ、代替庁舎に移転した場合に使用可能か整理をする必要がある。

2. 中央区として想定する災害及び被害の様相

2-1. 対象とする災害

災害により区自身が被災しても、速やかに業務の執行体制の構築及び執行環境の確保を行い、迅速かつ確実に災害対応を行うことが BCP の目的である。そのため、BCP としては区の執行体制の構築及び執行環境の確保に重大な支障を来す可能性のある災害を想定することが必要である。

令和 8 年度の「区 BCP」の改定に当たっては、「都政 BCP」の改定内容を参考とし、区（及び東京都全域）で甚大な被害が発生する首都直下地震（都心南部直下地震）と大規模風水害の 2 つを BCP として想定する災害とする。「区 ICT-BCP」においても、対象とする災害は「区 BCP」と同様に上記のとおりとする。

2-2. 首都直下地震

2-2-1. 想定する災害

令和 4 年 5 月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の内容を踏まえ、本区として被害が最大となる地震を想定する。なお、本区において南海トラフ巨大地震の発生時に津波が到達すると想定されているが、河川敷は浸水するものの住宅地等の浸水は想定されないため、BCP として想定する災害の対象外とする。

表 7: 想定地震

項目	内容
想定地震	都心南部直下地震
震源	東京都23区南部
地震の規模	マグニチュード7.3
区内の震度	6強（一部地域で7）を観測 （5強以下：0%、6弱：39.6%、6強：59.7%、7：0.7%）
震源の深さ	約49km
発生確率	今後30年以内70%（南関東地域におけるM7クラスの確率）

2-2-2. 被害の様相

(1) 前提条件

本区として最も甚大な被害が発生する条件（気象条件）として、冬・夕 18 時・風速 8m/s の状況において都心南部直下地震が発生したものとする。

表 8:気象条件ごとの想定される災害

気象条件	想定される災害
冬・夕 18 時・風速 8m/s	● 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火が最も多くなる。 ● オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ● ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ● 鉄道及び道路はほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通障害による影響が大きい。

(2)被害の概要

都心南部直下地震が発生した場合の本区における被害の概要は次のとおりである。

- 区内面積に占める約 60%の地域において震度 6 強の地震が発生し、揺れ・液状化に伴う全壊棟数は 714 棟に上る。
- 死者及び負傷者は、揺れによる建物被害を原因とするものが多い。
- 道路や鉄道の橋りょう等の被害が、震度 6 強のエリア内で発生し、ほとんどの鉄道は運行を停止するとともに、緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- 鉄道の運行停止により、多数の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。

(3)人的被害

表 9:人的被害

項目	内容	項目	内容
死者	84人	避難者	50,126人
負傷者	2,702人	帰宅困難者	337,098人
重傷者	275人		

(4)ライフライン・インフラ被害

表 10:ライフライン被害

項目	被害率	復旧の見通し
電力	停電率 22.2%	約 4 日後
通信	不通回線率 1.0%	—
上水道	断水率 45.5%	約 17 日後
下水道	被害率 4.4%	約 21 日後
ガス	供給停止率 30.0%	約 6 週間後

(5)区保有施設に対する被害

表 11:本庁舎における被害の様相

施設設備	被害の様相
電力	○停電時は、非常用発電機により必要最小限（本庁舎内の設備機能維持用と区災害対策本部の活動用）の範囲に供給（想定運転時間：72時間）
水（飲料水）	○上水道が停止した場合の飲料水は、備蓄物資を供給（500ml 2,600本） ○緊急遮断弁付受水槽においても供給可能（40m ³ ）
トイレ	○センサー付きのトイレを含めて排水管からの漏水が起きない限り使用可能 ○配管が破損した場合は、携帯トイレや簡易トイレ等で対応
空調・換気	○停電時は、空調はサーバールームのみ稼働 ○換気については、窓を開けることで対応
エレベーター	○地震による揺れを感知すると、最寄り階に着床し、ドアが開き停止する。 ※エレベーター管理会社にて異常発報を受信後、復旧作業員が自動的に手配される。 ※この自動運転中にエレベーター内の異常を確認し、問題がなければ表示が消えて自動的に復旧 ※自動運転中に問題が起きていれば、内部の遠隔装置からエレベーター管理会社に警報が発信され、復旧用作業員が自動的に手配 ○エレベーターには防災キャビネットを設置 <収納物>飲料水、コップ、非常用クッキー、簡易トイレ、トイレ用ペーパー、消臭剤、トイレ目隠し用アルミブランケット、LEDランタン、非常用ホイッスル等

通信 （電話・Wi-Fi）	○電話機・Wi-Fiともに通信可能 停電時は、非常用発電機により電話交換室へ電力供給されるため使用可能。各執務エリアの電話・Wi-Fiにも非常用発電機を通して電力供給 ○地域防災無線、地域防災無線FAX、災害時優先電話、災害時優先携帯電話を配備
------------------	--

2-3. 風水害

2-3-1. 想定する災害と被害の様相

(1)洪水、高潮

本区では、想定しうる最大規模の降雨（総雨量 600mm 以上、1000 年に 1 回程度の発生頻度）を前提として、隅田川、神田川、日本橋川及び荒川について「区洪水ハザードマップ」を作成している。上記の河川において洪水が発生した場合、区の北部において広い範囲で浸水被害が発生することが想定され、高潮についても、区の北部及び南部において浸水被害が発生することが想定されている。

(2)高潮

本区においても、国や都が設置した「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」に参画し、区や都、近隣区（江東区等）と連携し、高潮氾濫への対策を推進する。

2-4. リスクシナリオの設定

「2-2.首都直下地震」及び「2-3.風水害」の被害様相を踏まえ、情報システムにどのような被害が発生する可能性があるかを想定し、リスクシナリオとして設定する。

2-4-1. リスクシナリオの考え方

情報システムの業務継続においては、地震・風水害といった原因事象ではなく、地震・風水害等によって引き起こされる庁舎の損壊、電力・通信等の途絶、サーバー・データ等の損壊、人的資源の不足等の結果事象による影響が大きいことから、結果事象をもとにリスクシナリオを設定する。

また、データセンター等から接続が可能な主な拠点が本庁舎であり、本庁舎の情報通信環境の途絶などが生じた場合、他の庁舎等で同程度の情報通信環境の整備を行うことが難しい構造となっていることから、本庁舎をもとにした状況を整理する。

2-4-2. 区 ICT-BCP に関わるリスクシナリオ

中央区で設定するリスクシナリオは、次のとおりである。

表 12:区 ICT-BCP に関わるリスクシナリオ

No.	状況
1	本庁舎が利用不可能な場合（本庁舎ネットワーク機器に損壊があった場合） ＜非常時優先業務＞ - 代替庁舎において実施 ＜非常時優先業務において使用する情報システム＞ - 庁内のネットワークを通じて利用する情報システムの大部分が利用不可となるため、システムに依存しない紙ベースでの運用も含めた代替手段により対応 - 個別の情報システムに関する稼働状況確認や復旧対応については、「5-4. 情報システム課職員の緊急時対応」及び「5-5. システム所管課職員の緊急時対応」参照
2	本庁舎が利用可能な場合（本庁舎ネットワーク機器が継続利用できる場合） ＜非常時優先業務＞ - 本庁舎において実施 ＜非常時優先業務において使用する情報システム＞ - 庁内のネットワークを通じて利用する情報システムの大部分が継続して利用可能 - 個別の情報システムに関する稼働状況確認や復旧対応については、「5-4. 情報システム課職員の緊急時対応」及び「5-5. システム所管課職員の緊急時対応」参照

3. 非常時優先業務において使用する情報システムの選定

3-1. 非常時優先業務とは

3-1-1. 基本的な考え方

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、中央区地域防災計画に規定された災害応急対策業務や災害復旧・復興業務は膨大な数に上る。加えて、災害により区職員及び本庁舎等の区施設が被災する可能性があるため、全ての業務を実施・継続することは困難である。

そのため、「区 BCP」では、発災後は限られた資源を集中的に投入する、優先度の高い業務をあらかじめ定めている。

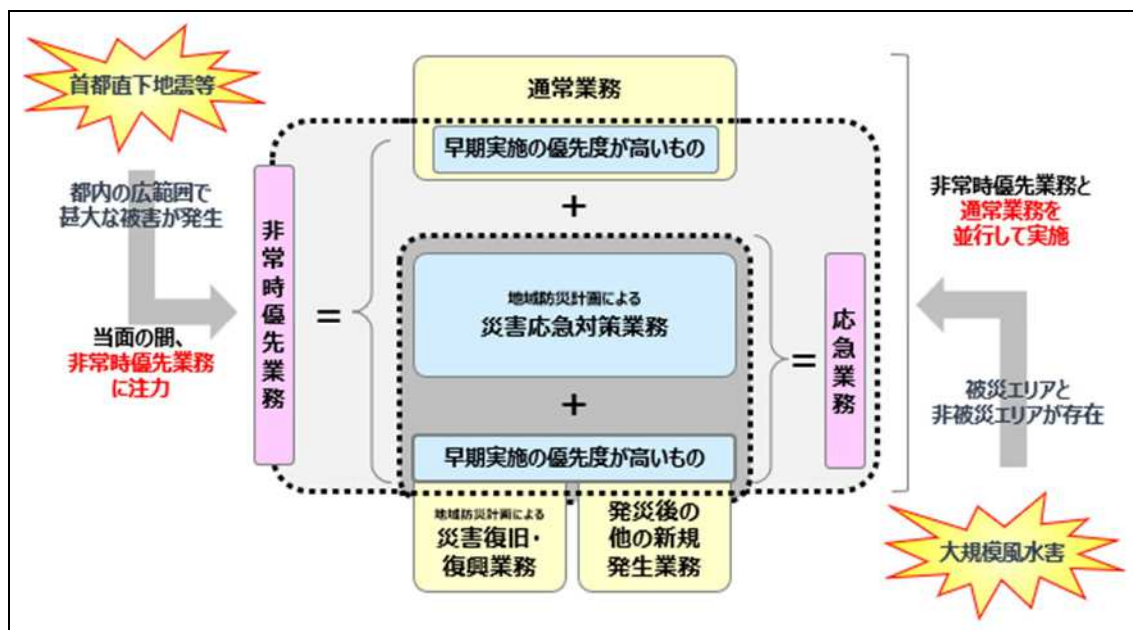


図 7:非常時優先業務の考え方

3-1-2. 対象となる業務

災害発生時は、区民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめる必要があり、そのために優先して実施すべき業務を「非常時優先業務」という。具体的には、次の業務が該当する。

- ・ 地域防災計画に位置付けられた「災害応急対策業務」
- ・ 優先度の高い「災害復旧・復興業務」及び「発災後の他の新規業務」
- ・ 早期実施の優先度が高い「通常業務」

なお、区施設やイベント、会議の扱いは次のとおりである。

- ・ 区施設（区民館、図書館、郷土資料館等）は、避難所等応急対策業務として使用する場合以外は、一般利用を休止する。
- ・ イベント、会議等は原則として中止・延期する。

また、「応急業務」と「通常業務（早期実施の優先度が高いもの）」の災害発生時における取扱いは次のとおりである。

表 13:「応急業務」と「通常業務」の災害発生時における取扱い

業務	災害発生後	災害発生時の取扱い
応急業務	0 時間～	・ 「災害復旧・復興業務」は、応急対策業務と並行し、早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。

通常業務	0～72 時間 (3 日間)まで	人命に係る応急対策業務に重点を置くため、区民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える業務を除き、通常業務については、一旦停止する。
	4 日(72 時間) 以降	各課で所掌している通常業務のうち、「表 14:「優先度の高い通常業務」の選定基準」に示すいずれかの観点に当てはまり、かつ、2 週間以内に着手する必要がある場合は、「優先度の高い通常業務」として業務を再開する。

表 14:「優先度の高い通常業務」の選定基準

観点	業務の一例
区民の生命・生活 に関すること	住民への給付金交付業務の遅滞・中断により、受給者の生活に大きな影響が生じる業務
法令順守	法律に定める期限を順守できなくなる業務
庁内・他機関等へ の業務の影響	各部課や他機関との調整の遅滞・中断により、業務実施が困難になる業務
その他	業務の遅延・中断により社会機能に影響のある業務

3-2. 非常時優先業務及び優先度の設定

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、非常時優先業務を実施するためには多くの職員が必要になるが、発災直後は一定数の職員が参集できない状況が予想される。また、電力にも制限が生じるため、電源、空調等も通常どおりの利用ができないことが想定される。

以上のことから、被災状況や人的資源・物的資源等の制約状況によっては、非常時優先業務の全てを実施することができない可能性も考えられる。

「区 BCP」の取組においては、令和6年度に全部署に対する非常時優先業務の見直し調査が行われ、非常時優先業務及び非常時優先業務における優先度が設定された。設定における指標は下表のとおりで、「生命の保護」が最も重視されている。

表 15:非常時優先業務における優先順位の指標

指標	業務の開始(再開)が遅延することに伴う影響
生命の保護	業務が遅延・中断することにより、要救助者の発見や救助部隊の移動・到着に遅れが生じ、死傷者が拡大する。また、被害確認や応急措置・復旧が遅れ、余震等により建物倒壊が発生する等の二次被害が発生する。
被災者生活支援	業務が遅延・中断することにより、避難所等で生活する被災者の身体的・精神的な負担が増える。
財産の保護	施設・設備の復旧が遅れることで、区民の財産に影響を及ぼす。また、区民の生活に必要な基本的な社会インフラの復旧が遅れる。
生活再建・復興	業務が遅延・中断することにより、被災者の生活再建（衣食住の確保）や社会・経済活動の回復が遅れる。
行政機能維持	業務が遅延・中断することにより、行政機能の回復が遅れ、区の災害対応にも遅延・中断、区全体の社会・経済活動に影響を与える。

3-3. 非常時優先業務において使用する情報システム

3-3-1. 非常時優先業務において使用する情報システムとは

「区 ICT-BCP」において重要システムとして位置付けられるのは、「区 BCP」で定めている「非常時優先業務」において必要な情報システムである。

災害時のリソース不足対策として「非常時優先業務」の中から更に優先して絞り込まれた「最重要非常時優先業務」も定義されており、「非常時優先業務において使用する情報システム」については「最重要」と位置付けられているか否かの判別もされている。

被災状況によっては、非常時優先業務を実施する優先順位を設定（重点化）する可能性もあるため、その際は災害対策本部と連携し、立上げ対象となる情報システムについて立上げ・維持に向けた対応を行う。

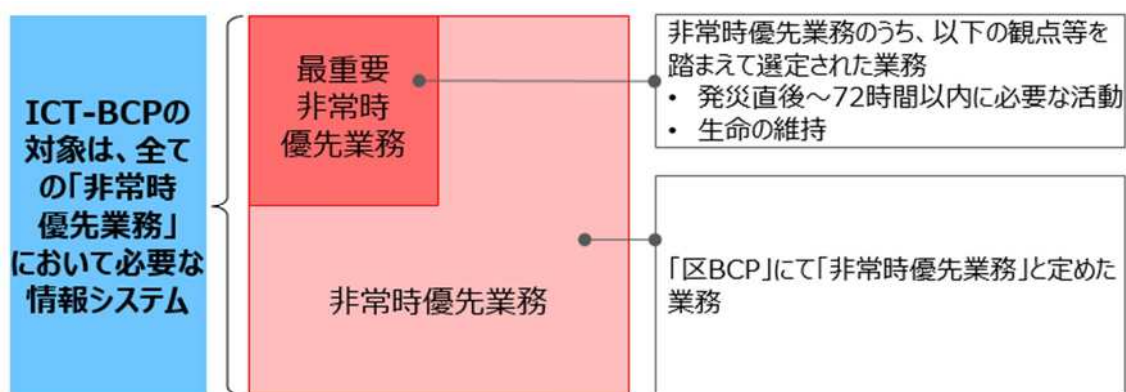


図 8: 非常時優先業務・最重要非常時優先業務の考え方

「非常時優先業務において使用する情報システム」における目標復旧時間、情報システム機器、バックアップ、要員及び外部事業者の情報は、「資料③ 別紙 非常時優先業務において使用する情報システム一覧」のとおりである。

平常時に対応すべき内容については、上記を参照し、自身が所属する課の所管システムの詳細を把握の上、検討する。

。また、緊急時には、該当システムの復旧に必要な詳細情報を確認し、対応を行う。

さらに、緊急時に正確な情報を参照できるよう、年に1回又は情報システムに関する情報に変更が生じた場合、最新化を図ることが重要である。改定手順の詳細は、「4-1-1. ICT-BCPの実効性確保」の「(3) 情報システムの更新等による一覧表の改定の手順」を参照されたい。

緊急時に参照した情報が最新化されていなかった場合、想定した対応手順では正確に復旧できない、情報システムの提供先や外部事業者との連絡が取れないといった問題が発生する可能性も考えられるため、注意が必要である。

3-3-2. 非常時優先業務において使用する情報システム一覧

「資料③ 別紙 非常時優先業務において使用する情報システム」には、次の①から⑤までの情報が格納されている。

緊急時、各種資源が限られた状況においては、以下を踏まえて、どの情報システムを立上げ・維持するかについて調整が必要となる。そこで、情報システムの重要度に応じた分類を「情報システムの重要度」とし、「ICT-BCP の視点から特に重要視すべき情報システム」、「最重要非常時優先業務において使用する情報システム」、「非常時優先業務において使用する情報システム」の3つに分類した。緊急時、各種資源が限られた状況においては、これらの分類も踏まえて、立上げ・維持する情報システムの調整・決定を行う。

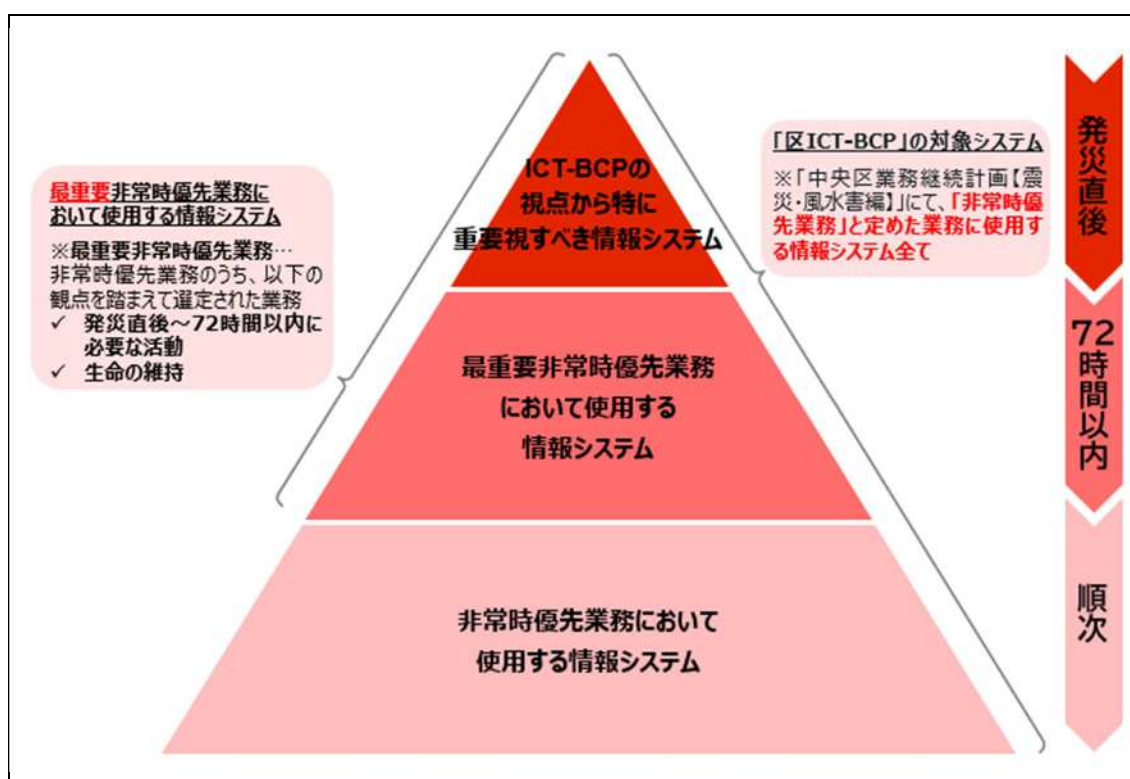


図 9 情報システムの重要度

なお、「ICT-BCP の視点から特に重要視すべき情報システム」は、過去の災害で被災した自治体において実際に利用された情報システムを参照し、人命救護及び行政機能継続の視点から必要不可欠と思われるものを選定している。

表 16:情報システムの重要度

情報システムの重要度	概要
ICT-BCP の視点から特に重要視すべき情報システム	ICT-BCP の視点から、人命救護及び行政機能継続を目的として特に重要視すべきと考えられる情報システム。過去の災害時の被災自治体における利用実績に照らして、設定した。役割・機能に基づき、次の7種類に分類している。 1. 震災関連情報の集約 2. 区民に向けた震災関連情報の発信 3. 外部機関との情報集約・発信 4. 物資調達・被災者支援 5. 公的サービスのオンライン提供 6. 災害時通信手段 7. 職員の参集・連絡
最重要非常時優先業務において使用する情報システム	「非常時優先業務」のうち、次の観点等を踏まえて選定された「最重要非常時優先業務」で使用する情報システム ・ 発災直後～72 時間以内に必要な活動 ・ 生命の維持
非常時優先業務において使用する情報システム	「非常時優先業務」と定めた業務で使用する情報システム

① 目標復旧時間に関連する情報

「非常時優先業務において使用する情報システム」について、目標復旧時間に関連する情報は次のとおりである。

表 17:目標復旧時間に関連する情報

	基本情報				サーバー		代替手段			復旧					
	補足情報	情報システムの重要度	業務名	概要・機能	設置場所		手作業可否	方法	期間	データ復元所要時間	追いつき運用	RTO	機能・利用目的(RLO)		
非常時優先業務 にて使用する 情報システム名称	BCP調査票上の情報システム名	「最重要/非常時優先業務の対象/非対象」	ICT-BCPの視点から特に重要視すべき情報システム	情報システム(アプリ)を利用する業務名	利用する情報システム(アプリ)の概要・機能	「その他」の設置場所	代替機器設置場所(選択式)	「その他」の設置場所	情報システムが停止した場合、「手作業による代替が可能か」	使用一般的なソフトウェアを使用する / 物理媒体を使用する	「手作業による代替手段」で持ちこたえられる期間	データ復元にかかる所要時間	復旧時の追いつき処理の要否	情報システムの目標復旧時間の最短時間(該当する非常時優先業務の目標復旧時間を選定)	非常時優先業務に必要な機能・利用目的

② 情報システム機器に関連する情報

「非常時優先業務において使用する情報システム」の利用において必要となる情報システム機器に関連する情報は次のとおりである。

表 18:情報システム機器に関連する情報

非常時優先業務 にて使用する 情報システム名称	基本情報					サーバー		
	補足情報	情報システムの重要度		業務名	概要・機能	設置場所		
	B C P 調 査 票 上 の 情 報 シ ス テ ム 名	報「 シ最 ス重 テ要 ム」 の 時 対 象 / 非 対 象	視 す べ き 情 報 シ ス テ ム の 視 点 か ら 特 に 重 要	業 務 情 報 シ ス テ ム （ ア プ リ ） を 利 用 す る	概 利 用 す る 情 報 シ ス テ ム （ ア プ リ ） の	設 置 場 所 （ 選 択 式 ）	代 替 機 器 設 置 場 所 （ 選 択 式 ）	「 そ の 他 」 の 設 置 場 所

③ バックアップに関連する情報

「非常時優先業務において使用する情報システム」について、バックアップに関連する情報は次のとおりである。

表 19:バックアップに関連する情報

非常時優先業務 にて使用する 情報システム名称	基本情報					サーバー		バックアップ										復旧	
	補足情報	情報システムの重要度		業務名	概要・機能	設置場所		データバックアップ					システムバックアップ					復元テスト実施頻度	
	B C P 調 査 票 上 の 情 報 シ ス テ ム 名	ム「 最 重 要 非 常 時 優 先 業 務 で 必 要 な 情 報 シ ス テ	情 報 シ ス テ ム の 視 点 か ら 特 に 重 要 視 す べ き	情 報 シ ス テ ム （ ア プ リ ） を 利 用 す る 業 務 名	能 利 用 す る 情 報 シ ス テ ム （ ア プ リ ） の 概 要 ・ 機	設 置 場 所 （ 選 択 式 ）	「 そ の 他 」 の 設 置 場 所 （ 選 択 式 ）	バ ッ ク ア ッ プ の 有 無	バ ッ ク ア ッ プ 方 法	バ ッ ク ア ッ プ の 保 管 場 所	バ ッ ク ア ッ プ の サイ クル	バ ッ ク ア ッ プ の 世 代	バ ッ ク ア ッ プ の 有 無	バ ッ ク ア ッ プ 方 法	バ ッ ク ア ッ プ の 保 管 場 所	バ ッ ク ア ッ プ の サイ クル	バ ッ ク ア ッ プ の 世 代	復 元 テ ス ト の 実 施 頻 度 （ 選 択 式 ）	そ の 他 回 答

なお、バックアップからのリストア（復元）テストを実施し、業務において定められた目標復旧時間の実効性を確認すること。

④ 要員に関連する情報

「非常時優先業務において使用する情報システム」について、要員に関連する情報は次のとおりである。

表 20:要員に関連する情報

非常時優先業務 にて使用する 情報システム名称	基本情報				復旧に必要な資源										外部事業者	
	補足情報	情報システムの重要度	業務名	概要・機能	要員					参照すべき文書			文書の保管		基本情報	
	B C P 調 査 票 上 の 情 報 シ ス テ ム 名	報「最 シ重要 スシ テテム」 の 時 優 先 業 務 で 必 要 な 情 報 シ ス テ ム の 対 象 / 非 対 象	視 I C T - B C P の 視 点 か ら 特 に 重 要 視 す べ き 情 報 シ ス テ ム	業 情 務 報 シ ス テ ム (ア プ リ) を 利 用 す る	概 利 要 ・ 機 能 用 す る 情 報 シ ス テ ム (ア プ リ) の	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)	に 復 旧 に 必 要 な 外 部 事 業 者 の 有 無 (ク ラ ウ ド サ ー ビ ス の 有 無)

⑤ 外部事業者に関連する情報

「非常時優先業務において使用する情報システム」について、外部事業者に関連する情報は次のとおりである。

表 21:外部事業者に関連する情報

非常時優先業務 にて使用する 情報システム名称	基本情報				外部事業者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	補足情報	情報システムの重要度	業務名	概要・機能	基本情報	外部事業者のセキュリティ			種類	クラウドサービス事業者			クラウドサービス事業者以外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	B C P 調 査 票 上 の 情 報 シ ス テ ム 名	非「最 重 要 非 常 時 優 先 業 務 で 必 要 な 情 報 シ ス テ ム」 の 対 象 / 対 象	I C T - B C P の 視 点 か ら 特 に 重 要 視 す べ き 情 報 シ ス テ ム	情 報 シ ス テ ム (ア プ リ) を 利 用 す る 業 務 名	利 用 す る 情 報 シ ス テ ム (ア プ リ) の 概 要 ・ 機 能	ウ ダ サ ー ビ ス 事 業 者 を 含 む)	外 部 事 業 者 名	外 部 事 業 者 の 保 有 す る デ ー タ セ ン タ ー の 耐 震 対 策 等 の 確 認	第 三 者 に よ る セ キ ユ リ テ イ 評 価	情 報 シ ス テ ム の 運 用 状 況 の 報 告	ク ラ ウ ド 事 業 者 ／ ク ラ ウ ド 事 業 者 以 外	災 害 ・ 事 故 時 の サ ー ビ ス 稼 働 率	責 任 分 界 点 (デ ー タ の 管 理 責 任 の 範 囲 や 情 報 セ キ ユ リ テ イ 管 理 策 等)	デ ー タ セ ン タ ー の 所 在	稼 働 ・ 障 害 の 確 認 方 法	復 旧 対 応 に 携 わ る 外 部 事 業 者 要 員 の 安 否 を 確 認 す る 方 法	復 旧 対 応 を 行 う 外 部 事 業 者 の 連 絡 先	緊 急 時 自 動 参 集	災 害 ・ 事 故 時 を 含 む サ ー ビ ス 稼 働 率	担 当 者 の 参 集 時 間	災 害 に よ る サ ー ビ ス 提 供 停 止 や 被 害 に 係 る 免 責 事 項	サ ー ビ ス 継 続 に 関 する 取 決 め (一 定 以 上 の 被 害 が 起 き た 場 合 に 、 代 替 機 器 や 場 所 を 提 供 す る な ど)	サ ー ビ ス の 場 所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

3-4. 目標復旧時間と目標復旧レベルの妥当性の確認

人的資源・物的資源等が限られた状況では、優先度も考慮しながら複数の非常時優先業務の立上げについて調整を行う必要が生じる可能性がある。そのため、非常時優先業務を「いつまでに」「どの程度」復旧させるべきかについて、あらかじめ目標値を設定しておく必要がある。

- 目標復旧時間（RTO : Recovery Time Objective）
非常時優先業務を「いつまでに」復旧させるか
- 目標復旧レベル（RLO : Recovery Level Objective）
非常時優先業務を「どの程度」復旧させるか

「区 ICT-BCP」における「非常時優先業務において使用する情報システム」の「目標復旧時間」は、「区 ICT-BCP」における「非常時優先業務」の「目標復旧時間」とする。

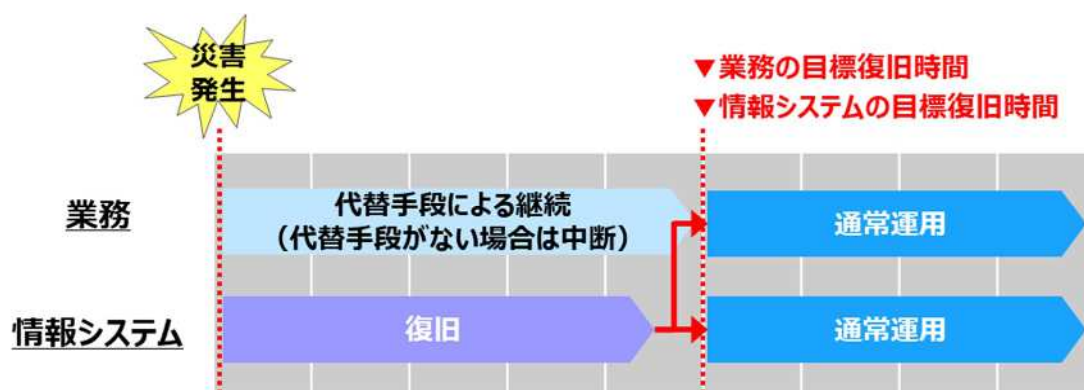


図 10:「業務の目標復旧時間」と「情報システムの目標復旧時間」

ただし、個別情報システムごとに以下を踏まえて妥当性を確認の上、問題がある場合には調整を行う必要がある。そのためには、平常時に情報システムにおいて復旧作業のテストを実施し、復旧作業の所要時間を見極めておかなければならない。

また、追いつき処理（情報システム停止時に手作業による代替運用を行っており、その代替運用において更新したデータを情報システムに反映させる必要がある場合の処理）が必要な場合についても考慮が必要である。

以下にケース分けして説明する。

- ケース 1

全機能の復旧作業が業務の「目標復旧時間」前に完了する場合

- 「目標復旧時間」「目標復旧レベル」共に見直しの必要はない。



図 11: ケース1: 全機能の復旧作業が業務の「目標復旧時間」前に完了する場合

- ケース 2

復旧作業が「業務の目標復旧時間」を超過する場合

- 復旧作業時間を考慮に入れて見直しを行う必要がある。大きく次の 3 つの方法が考えられる。

- ◇ 見直し①

復旧作業時間を見込んで「目標復旧時間」を見直す。

- ◇ 見直し②

復旧対象を「目標復旧レベル」の機能に限定する。

ただし、最低限の機能に限定した場合に復旧作業時間が短縮されるとは限らないため、情報システムの運用部門との詳細な擦り合わせが必要。

- ◇ 見直し③

復旧時間を短縮できるよう、バックアップ処理の追加やタイミングの変更等を行い、復旧対象のデータ量を少なくする（従来 1 日分の復旧が必要だったところを半日分で済むように見直す等）。

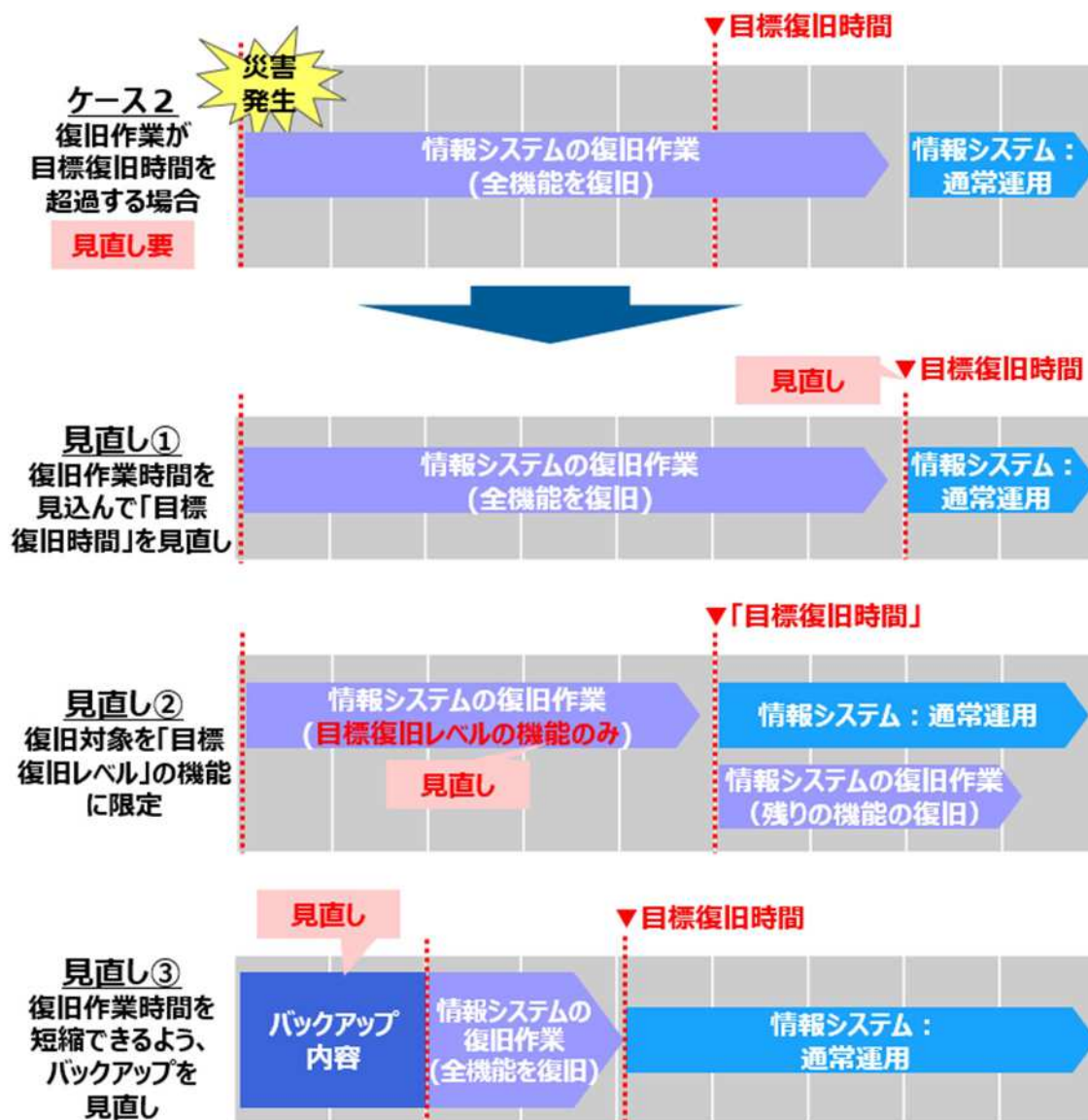


図 12: ケース2: 復旧作業が目標復旧時間を超過する場合

- ケース 3

復旧作業と追いつき処理が目標復旧時間前に完了する場合

- 「目標復旧時間」「目標復旧レベル」共に見直しの必要はない。



図 13: ケース3: 復旧作業と追いつき処理が目標復旧時間前に完了する場合

- ケース 4

復旧作業が目標復旧時間前に完了、追いつき処理は立上げ後に並行実施可能な場合

➤ 「目標復旧時間」「目標復旧レベル」共に見直しの必要はない。



図 14: ケース4: 復旧作業が目標復旧時間前に完了、追いつき処理は立上げ後に並行実施可能な場合

- ケース 5

復旧作業が目標復旧時間前に完了、追いつき処理は立上げ後に並行実施が不可能な場合

- 見直し①

追いつき処理を見込んで「目標復旧時間」を見直す。

- 見直し②

復旧対象を「目標復旧レベル」の機能に限定する。

ただし、最低限の機能に限定した場合に復旧作業時間が短縮されるとは限らないため、情報システムの運用部門との詳細な擦り合わせが必要。

- 見直し③

復旧時間を短縮できるよう、バックアップ処理の追加やタイミングの変更等を行い、復旧対象のデータ量を少なくする（従来 1 日分の復旧が必要だったところを半日分で済むように見直す等）。



図 15: ケース5: 復旧作業が目標復旧時間前に完了、追いつき処理は立上げ後に並行実施が不可能な場合

4. 平常時の業務継続力の維持・向上

4-1. 平常時における ICT-BCP の見直し

平常時における ICT 部門の業務継続計画の運用管理は、副区長を委員長とする「デジタル化推進委員会」を中心とした下図の推進体制に基づき実施する。本推進体制において、各業務部門の参画支援を得て、随時 ICT-BCP の見直しを行う。

加えて、「区 ICT-BCP」の継続的な見直しや実効性向上を目指すために、必要に応じてデジタル化推進委員会に各業務部門長の参画を求め、全庁的な検討体制を構築する。

また、発災時は災害対策本部の指揮に従い、「5-1. 緊急時対応体制」に基づき、業務の復旧を実施する。

なお、本項目における見直し対象は、既存のシステムだけでなく新規システムも含むものとする。

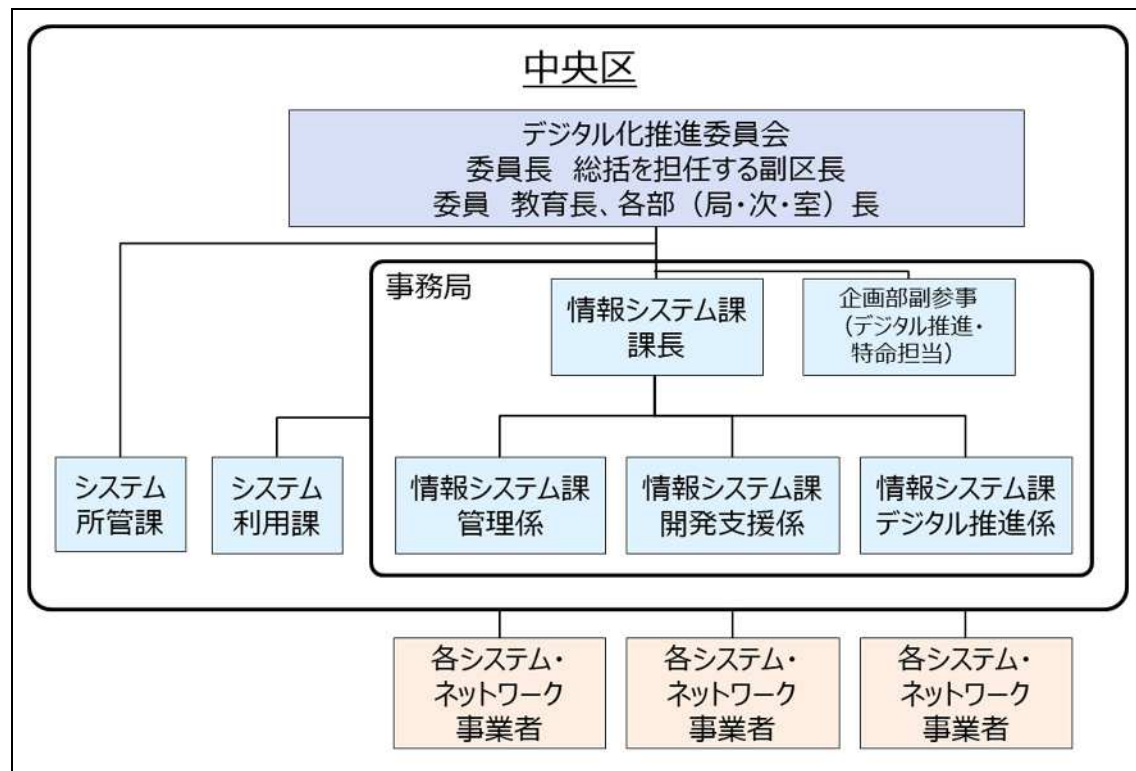


図 16: 平常時における区 ICT-BCP 推進体制図

表 22:ICT-BCP 推進体制における役割

組織名称	役割概要
副区長（デジタル化推進委員会委員長）	ICT-BCP の方針策定・推進・運用を統括することにより、災害発生時の情報システムの維持・継続を図る。
情報システム課課長	ICT-BCP の方針策定・推進・運用に関する責任者として、災害発生時の情報システムの維持・継続を図る。
情報システム課管理係	ICT-BCP の策定・改定・運用及び関連する課との調整について協力する。
情報システム課開発支援係	ICT-BCP の策定・改定・運用及び関連する課との調整について協力する。
情報システム課デジタル推進係	ICT-BCP の策定・改定・運用及び関連する課との調整を行う。
システム所管課	情報システムを所管する課。災害発生時、当該情報システムの復旧・立上げ・維持を行う。
システム利用課	情報システムを利用する課。災害発生時、情報システムが停止した場合、手作業等による代替手段による業務継続を行う。 また、情報システム立上げ後、システム所管課と調整・連携しながら追いつき処理等を実施する。
各システム・ネットワーク事業者	ICT-BCP の策定、情報システムの管理に当たり、必要に応じて情報提供を行う。

4-1-1. ICT-BCP の実効性確保

「区 ICT-BCP」に基づいて災害発生時に「非常時優先業務において使用する情報システム」を確実に立上げ・維持するためには、情報システムに関わる全職員が「区 ICT-BCP」の意義や目的等を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たしていくことが必要である。そのため、教育・訓練等を含む PDCA サイクルに則った仕組みを構築・運用することにより「区 ICT-BCP」が災害時でも機能するよう実行性を担保する。

なお、今後のシステム環境の見直しに当たっては、災害時に庁舎・通信・参集等の前提が崩れても非常時優先業務を継続できるよう、庁舎外からの安全な利用（モバイル端末等を含む。）、クラウド活用、認証・端末統制、代替手段の確保等を含め検討する。

(1)教育・訓練の実施

災害発生直後は、他団体等庁外からの応援は期待できず、他団体等からの応援が到着した場合でも、区職員が中心となって災害に対応していかななくては円滑な災害対応にはつながら

ない。非常時に迅速な対応ができるようにするためにも、平常時から職員一人ひとりの災害時における対応意識及びその練度を向上させていくことが重要である。

そのため、今後、ICT-BCPを着実に遂行するための研修・ワークショップ・訓練等を実施することで、平常時から災害対応力を向上させていく。

各情報システムにおいては、本区で運用・保守を行っている場合は、復旧テストを実施し、手順・処理時間や復元後の処理結果について問題がないか確認しておくことが重要である。外部事業者に運用・保守を委託している場合は、これらについて共同で実施し、相互に確認を行う必要がある。

(2)計画の改定

デジタル化推進委員会事務局は、次の場合を例として「区 ICT-BCP」を改定し、必要に応じてデジタル化推進委員会に諮るものとする。情報システム課において見直しを実施していく中で課題が発見された場合には、その課題への対策について課内や部内又は全庁的な調整を図り、必要な対策を恒常的に実施する。

表 23:「区 ICT-BCP」の改定が必要な可能性があるケースと改定手順

項番	「区 ICT-BCP」の改定が必要な可能性があるケース	改定手順
①	東京都が首都直下地震等の東京都内に甚大な被害が発生する災害の被害想定を改正した場合	- 東京都の被害想定の変更内容を踏まえ、「区 BCP」及び「区 ICT-BCP」の変更要否について全庁的に調整・判断が行われる。 - デジタル化推進委員会事務局において、上位計画や「区 BCP」との整合性を考慮の上、「区 ICT-BCP」の変更を行う。
②	中央区地域防災計画の修正が行われた場合	- 中央区地域防災計画の変更内容を踏まえ、「区 BCP」の変更要否について全庁的に調整・判断が行われる。 - デジタル化推進委員会事務局において、上位計画や「区 BCP」との整合性を考慮の上、「区 ICT-BCP」の変更を行う。
③	「区 BCP」の改定が行われた場合（①②以外のケース）	- デジタル化推進委員会事務局において、「区 BCP」の変更内容を踏まえ、「区 ICT-BCP」の変更要否について調整・判断を行う。 - 変更が必要と判断された場合は「区 BCP」との整合性を考慮の上、「区 ICT-BCP」の変更を行う。

④	人事異動、組織改編が行われた場合	- デジタル化推進委員会事務局において、人事異動及び組織改編の内容を踏まえ、「区 ICT-BCP」の変更要否について調整・判断を行う。 - 組織名の変更だけでなく、体制・役割について見直しが必要となる可能性もあるため、留意する。 - 変更が必要と判断された場合は「区 ICT-BCP」の変更を行う。
⑤	総務省の「ICT-BCP ガイドライン」が改定された場合	「ICT-BCP ガイドライン」の変更内容を踏まえ、デジタル化推進委員会事務局において「区 ICT-BCP」の変更要否について調整・判断を行う。 - 変更が必要と判断された場合は「区 ICT-BCP」の変更を行う。 「ICT-BCP ガイドライン」の要求事項に変更があった場合は「資料④ 別紙 ICT-BCP チェックリスト集」についても必要に応じて変更を行う。
⑥	情報システム全般にわたる変更が生じた場合（ガバメントクラウドへの移行等）	- デジタル化推進委員会事務局において、情報システム全般にわたる変更内容を踏まえ、「区 ICT-BCP」の変更要否について調整・判断を行う。 - 変更が必要と判断された場合は「区 ICT-BCP」の変更を行う。 「資料④ 別紙 ICT-BCP チェックリスト集」についても必要に応じて変更を行う。
⑦	その他情報システム課が必要と判断した場合	- デジタル化推進委員会事務局において、「区 ICT-BCP」の変更要否について調整・判断を行う。 - 変更が必要と判断された場合は「区 ICT-BCP」の変更を行う。 「資料④ 別紙 ICT-BCP チェックリスト集」についても必要に応じて変更を行う。

(3)情報システムの更新等による一覧表の改定の手順

「資料③ 別紙 非常時優先業務において使用する情報システム一覧」の改定に当たっては、下表に記載の「見直し実施時期」において改定の対象となる一覧を使用した調査を実施する。

情報システム所管各部署は、ICT-BCP 策定に係る調査等で明らかになった課題とその対策について、部内・部間又は全庁的な調整を図り、必要な対策を恒常的に実施する。

表 24:改定の対象と対応内容

改定の対象	内容	見直し実施時期
資料③ 別紙 非常時優先業務において使用する情報システム一覧	○情報システムに係る情報	○情報システムの契約更新・追加 ○定期更新 等

4-2. 平常時におけるシステム所管課職員の対応

4-2-1. 平常時における準備

災害発生時に、非常時優先業務において使用する情報システムを迅速かつ確実に復旧・立上げ・維持するためには、平常時から情報システムの性質、処理方式等を踏まえ、データ復旧方法・代替手段をはじめとした様々な検討を行った上で、マニュアル(手順書)を作成し、及びデータ復旧の訓練・テストを実施しておく必要がある。

平常時において具体的に実施すべき事項については、下表を参照のこと。さらに、目標復旧時間・目標復旧レベルの妥当性については「3-4. 目標復旧時間と目標復旧レベルの妥当性の確認」、外部サービスに関する対応については「4-2-2. 外部サービスに関する対応」を参照されたい。

また、手順を検討しただけでは、実際に復旧処理を行った際に想定外に処理時間を要し、業務の目標復旧時間までに終了しないといった可能性も考えられることから、事前に復旧テストを実施しておく必要がある。

表 25:平常時におけるシステム所管課職員の対応

システムの提供パターン	情報システムの復旧対応	検討・確認・対応事項
省庁・自治体等が提供主体である場合	提供主体	● 以下について、提供主体に確認しているか。 ✓ 情報システムの稼働状況を確認する方法(ステータスページ等) ✓ 情報システムの復旧方法(更新中のデータがあった場合等) ✓ 目標復旧時間、目標復旧レベル ✓ どのような代替手段を取り得るか ✓ システム立上げ後にどのようにシステムに反映させるか(追いつき処理等)
外部事業者に運用・保守を委託している場合	本区	● 情報システムへの被害を極小化した堅牢なデータセンターを利用しているか。(「表 26」項番 1 参照) ● 第三者によるセキュリティ評価を受けているか。(「表 26」項番 2 参照) ● 以下について、本区及び外部事業者で協議・検討の上、必要に応じて契約書や SLA において明確化しているか。(「表 26」項番 3、4 参照) ✓ 情報システムの稼働状況を確認する方法 ✓ 最低限維持されるサービスレベル ✓ 外部事業者の緊急連絡先(会社名、担当者名、住所)・連絡方法(システムの運用・保守契約で定められた連絡手段) ✓ 情報システムの復旧方法(遠隔地に設置されたディザスタリカバリ環境があるのか、どこに格納されているどの時点のデータからどのように復旧するのか) ✓ 情報システムの復旧所要時間 ✓ どのような代替手段を取り得るか ✓ システム立上げ後にどのようにシステムに反映させるか(追いつき処理等) ✓ 目標復旧時間、目標復旧レベルの妥当性 ● 以下を例に、同時被災への配慮を行っているか。(「表 26」項番 5、6 参照)

		✓ データセンターと地理的距離が十分に離れた場所に待機環境（ディザスタリカバリサイト）を確保又はデータのバックアップを保存していること。 ✓ 広域災害時に、クラウドサービス事業者のリージョンが本区と同時被災する想定地域ではないこと。 ● 危機的事象発生時における支援・協力体制及び一責任分界点が明確になっているか。（「表 26」項番 7 参照） ● 情報システムの運用継続方針について外部事業者と共有し、災害発生時の対応について協議を行っているか。（「表 26」項番 8 参照） ● 必要に応じて災害発生時を想定した訓練・テストを実施し、本区が利用する情報システムの運用継続の実効性について確認を行っているか。（「表 26」項番 9 参照） ● 上記において不足事項がある場合は、契約事項や SLA の見直しを検討しているか。（「表 26」項番 10 参照） ● システムの運用に関して、定期的に委託先から報告を受けているか。（「表 26」項番 11 参照）
システム所管課が運用・保守を行っている場合（情報システム課がシステム所管課となっている場合を含む。）	本区システム所管課	● 以下について、本区において検討の上、明確化しているか。 ✓ 情報システムの稼働状況を確認する方法（ステータスページ等） ✓ 稼働状況の通知先・通知方法 ✓ 最低限維持されるサービスレベル ✓ システム担当者の緊急連絡先・連絡方法 ✓ 情報システムの復旧方法・詳細な手順・マニュアル（どこに格納されているどの時点のデータからどのように復旧するのか） ✓ 情報システムの復旧所要時間 ✓ どのような代替手段を取り得るか ✓ システム立上げ後にどのようにシステムに反映させるか（追いつき処理等） ✓ 目標復旧時間、目標復旧レベルの妥当性

全般	システム所管課 システム利用課	● 災害発生時に向けて間断なく対応能力を維持するため、人事異動時に非常時優先業務で必要な情報システムに関する事前引継ぎを実施しているか。
全般	情報システム課	● 情報システム課に対して、他部署からの問合せが集中する可能性があることを想定し、発災時における内部からの問合せの制限について事前に検討しているか。 <例> 発災時に以下のようなアナウンスを行う。 ・ 非常時常時優先業務の遂行を最優先とする。そのため、システムに関する情報システム課への個別問合せは基本的に避けることとする。 ・ 情報システムに関する情報システム課からの通知は、連絡ツール（チャットツール、グループウェア等）を使って実施する。

4-2-2. 外部サービスに関する対応

外部事業者に運用・保守を委託している場合、クラウドサービス等の外部サービスについては、外部事業者と協議の上で、次の項目を参照し、遵守事項を契約書・SLA等に明記するよう努めること。

表 26:外部事業者において求められる対応

項番	分類	求められる対応	例
1	データセンター	情報システムへの被害を極小化した堅牢なデータセンターを利用していること。	情報システムのハードウェアの設置場所に耐震措置や免震措置、火災・水害対策、停電対策を実施することにより、損壊する可能性を低減
2	セキュリティ評価	第三者によるセキュリティ評価を受けていること。	- 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度「ISMAP」の取得 - 監査法人によるセキュリティ評価等
3	契約書・SLA（最低限維持されるサービスレベル）	外部事業者との契約に基づく契約書・SLAの要件が明確であること。	- 災害発生の連絡又は検知後 90 分以内に復旧作業を開始 - 重大障害の場合は 3 時間以内に責任者レベルが状況説明
4		自治体の運用に耐え得る仕様になっていること。	- サービス稼働率：99.95% - 目標復旧時間：2 時間以内 - バックアップ保有期間
5	同時被災リスクへの配慮	データセンターと地理的距離が十分に離れた場所に待機環境（ディザスタリカバリサイト）を確保又はデータのバックアップを保存しており、同時被災リスクの矮小化が実現されていること。	- 関西のデータセンターにおいて待機環境を確保 - 東北のデータセンターにおいてバックアップデータを保存
6		クラウドサービスの場合、地震等の広域災害において、クラウドサービス事業者のリージョンが中央区と同時被災する想定地域ではないこと。	クラウドサービス事業者のリージョンが関西にある。
7	責任分界点	危機的事象発生時における支援・協力体制、及び責任分界点が明確になっていること。	「SaaS」「PaaS」「IaaS」等のクラウドサービスごとに責任範囲を定める。
8	情報システムの運用継続方針	情報システムの運用継続方針について本区から共有を受け、災害発生時の対応について協議を行っていること。	- 本区の ICT-BCP を外部事業者に共有 - 災害発生時の対応について両者で協議を実施

9	訓練・テスト	必要に応じて災害発生時を想定した訓練・テストを実施し、本区が利用する情報システムの運用継続の実効性について確認を行うこと。	本区が開催する訓練・テスト・ワークショップ等に外部事業者が参加し、情報システムの運用継続に関する手順の認識合わせをするとともに、実効性を確認
10		上記において不足事項がある場合は、契約事項や SLA の見直しを検討すること。	不足事項に関連する契約事項や SLA について協議の上、見直しを実施
11	定期報告	システムの運用において、適正な取扱いが行われていることを定期的に報告すること。	四半期に一度、システムの運用状況について報告

4-3. 平常時におけるチェックリストを用いた確認

「4-1-1. ICT-BCP の実効性確保」の「(2) 計画の改定」及び「(3) 情報システムの更新等による一覧表の改定の手順」、「4-2-1. 平常時における準備」並びに「4-2-2. 外部サービスに関する対応」において示した対応について、確認を行うためのチェックリスト集を準備している。それぞれのチェックリストの用途については、「資料④ 別紙 ICT-BCP チェックリスト集」の用途のとおりである。

なお、これらについては、日頃から意識して確認を行うとともに、必要に応じて項目の追加や見直し等を行うこと。

表 27:ICT-BCP チェックリスト集の用途

様式番号	様式名	用途
様式 1	ICT-BCP 改定に関するチェックリスト	ICT-BCP 改定の可能性の有無を確認するためのチェックリスト。該当した場合に必ず改定が必要なわけではなく、「改定手順」の内容を参考に改定要否を検討する。
様式 2	平常時における所管課職員の対応に関するチェックリスト	災害発生時に「非常時優先業務において使用する情報システム」を想定どおりに立上げ・維持するため、平常時において所管課職員が対応すべき事項を定めたチェックリスト
様式 3	外部事業者において求められる対応に関するチェックリスト	災害発生時に「非常時優先業務において使用する情報システム」を想定通りに立上げ・維持するため、外部事業者に求められる対応を平常時に確認するためのチェックリスト
様式 4	持ち出しに関するチェックリスト	災害発生時に持ち出しが必要な書類・機器類等に関するチェックリスト

5. 緊急時対応・復旧計画

5-1. 緊急時対応体制

地域防災計画に基づき、下図のとおり緊急時対応体制を示す。

災害対策本部は、区の地域防災計画に基づいて、一定の条件をもとに設置される。本書運用の中心となる情報システム課は、災対財政広報部に属している。

災対財政広報部に属する情報システム課の業務は、「情報機器の保全及び復旧並びに情報処理システムの運用確保に関すること」とされており、非常時には情報システムの復旧を担う。

なお、情報システム課については、平常時と緊急時で組織の変更は生じない。

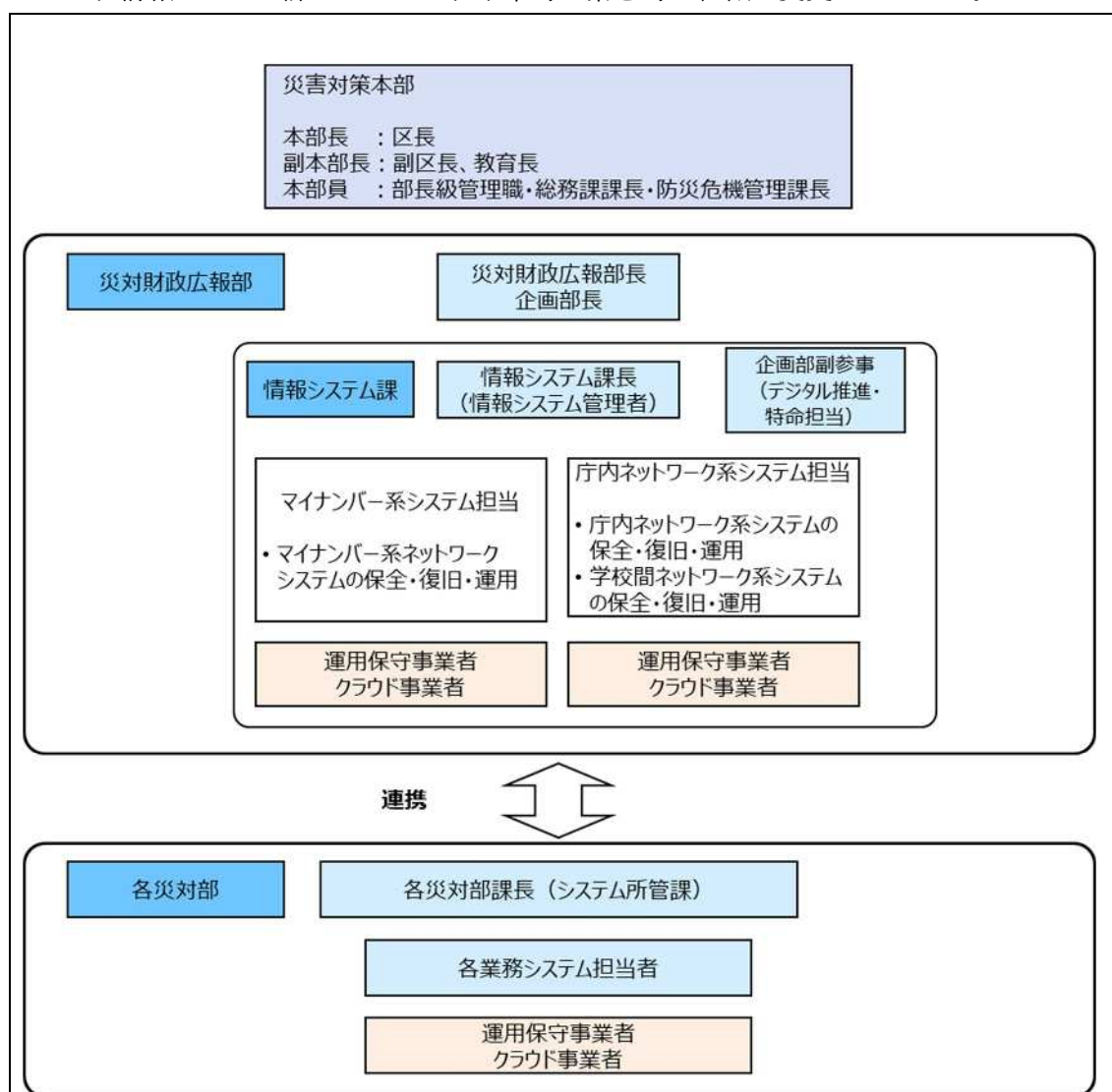


図 17: 緊急時対応体制図

それぞれの役割は次のとおりである。

表 28:緊急時対応体制の役割

名称	役割
情報システム課長 (情報システム管理者)	・ 庁内のシステム・インフラを掌理し、対応職員を指揮監督する。 ・ 緊急時対応体制の設置を決定し、本部長及び災対財政広報部長（企画部長）に報告する。 ・ システム・インフラの被害状況を確認し、復旧に関する方針及び計画を決定する。 ・ 緊急時対応体制の解散を決定し、本部長及び災対財政広報部長に報告する。
副参事（デジタル推進・特命担当）	・ 情報システム課長を補佐し、必要に応じて助言を行う。
マイナンバー系システム担当	・ 情報システム課長の指示に基づき、マイナンバー系システム及びネットワークの復旧対応体制を確立し、システム・インフラの復旧活動を行う。 ・ マイナンバー系システムに係るインフラの被害状況及び動作状況の報告を受け、その内容を取りまとめて情報システム課長に報告する。 ・ 復旧方針及び計画について検討し、情報システム課長へ案を示し、決定を促す。また、復旧支援事業者への復旧依頼状況の報告を受け、対応措置状況を情報システム課長に報告する。 ・ 非常時の対応においても情報セキュリティが確保できるよう対策を行う。 ・ 各災対部業務システム担当課と連携し、システム復旧へ向け協力する。
庁内ネットワーク系システム担当	・ 情報システム課長の指示に基づき、庁内ネットワーク系システム及びネットワークの復旧対応体制を確立し、システム・インフラの復旧活動を行う。 ・ 庁内ネットワーク系システムに係るインフラの被害状況及び動作状況の報告を受け、その内容を取りまとめて情報システム課長に報告する。 ・ 復旧方針及び計画について検討し、情報システム課長へ案を示し、決定を促す。また、復旧支援事業者への復旧依頼状況の報告を受け、対応措置状況を情報システム課長に報告する。

	・ 非常時の対応においても情報セキュリティが確保できるよう対策を行う。 ・ 各災対部業務システム担当課と連携し、システム復旧へ向け協力する。 ・ 学校間ネットワーク復旧対応体制を確立し、システム・インフラの復旧活動を行う。
各災対部 (システム所管課)	・ 各災対部の業務に係るシステム・インフラの被災状況及び復旧状況について、情報システム課からの情報共有に基づき状況把握に努める。 ・ 業務に関連して情報システム課と適宜連絡を取り、システム復旧へ向けた協力を行う。
運用保守事業者 クラウド事業者	・ 情報システム課からの支援要請に対し、必要な支援（問合せへの対応、システム・インフラの復旧手順の説明や作業の実施、ヘルプデスクの機能移転等）を行う。

<責任者不在の場合>

情報システム課長が不在の場合は、代行者 1 が役割を担当する。情報システム課長及び代行者 1 が不在の場合は代行者 2 が、代行者 2 も不在の場合は代行者 3 が役割を担当する。

表 29:責任者不在時の代行者

名称	役割
代行者 1	・ 副参事（デジタル推進・特命担当）
代行者 2	・ マイナンバー系システム担当の執行リーダー
代行者 3	・ 庁内ネットワーク系システム担当の執行リーダー

＜参集職員による対応体制＞

新富分庁舎に参集した職員は、責任者の指示に沿って各担当チームを編成する。緊急時は情報システム課以外の職員が参集する可能性もあることから、チーム編成時は下表の条件を参考にする。

表 30:参集職員によるチーム編成の条件

条件	内容
1	情報システム課職員が参集している場合は、平常時に担当しているチームへ配属する。
2	情報システム課を過去に担当していた職員が参集している場合は、これまでに携わったことがある業務に関連するチームへ配属する。
3	1 及び 2 に該当しない職員は、責任者の判断で適切なチームへ配属する。

5-2. 情報システム課職員の参集

5-2-1.参集判断及び安否確認

(1)「非常時配備態勢」又は「臨時非常配備態勢」において参集対象となった場合

- 中央区地域防災計画「第2部 第4編 第1章 第5 災害発生後の初動対応」において「臨時非常配備態勢」及び「非常時配備態勢」が定められている。職員は、配備基準に該当した場合に参集する。
- 中央区緊急時職員参集システムにより参集対象職員にメールで連絡が届く。各職員は指示を待つことなく、家族と自分の身の安全を確保した上で、直ちにあらゆる手段をもって参集場所に集合する。
- 参集対象となっている情報システム課の職員で、一定期間連絡が取れない職員がいるときは、所属する係の係長又は情報システム課長（いずれも対応できない場合は代わりの者）が安否確認を行う。

＜臨時非常配備態勢＞

表 31:中央区地域防災計画における臨時非常配備態勢

■情報収集態勢

項目	内容
設置基準	区内で震度4の地震が発生したとき
指定職員	防災危機管理室職員
参集場所	防災危機管理センター

■地震警戒態勢

項目	内容
設置基準	区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき
指定職員	防災危機管理室職員
参集場所	防災危機管理センター

■臨時非常配備態勢(震度5弱が発生した場合)

項目	内容
設置基準	区内で震度5弱以上の地震が発生したとき
指定職員	特別職、管理職、職務上参集が求められる係長、区内・隣接区に居住する職員及び本庁舎から概ね10km圏内に居住する職員のうちあらかじめ区長が指定する者、防災危機管理室職員
参集職員	特別職、各部局長、職務上参集が求められる課長及び係長、区内・隣接区に居住する職員、防災危機管理室職員
参集場所	防災拠点、指定された職場、防災危機管理センター

■臨時非常配備態勢(震度5強以上が発生した場合)

項目	内容
設置基準	区内で震度5強以上の地震が発生したとき
指定職員	特別職、管理職、職務上参集が求められる係長、区内・隣接区に居住する職員及び本庁舎から概ね10km圏内に居住する職員のうちあらかじめ区長が指定する者、防災危機管理室職員
参集職員	特別職、各部局長、職務上参集が求められる課長及び係長、本庁舎から概ね10km圏内に居住する職員、防災危機管理室職員
参集場所	防災拠点、指定された職場、防災危機管理センター

- 区内で震度5弱の地震が発生した場合は、中央区地域防災計画における「臨時非常配備態勢（震度5弱が発生した場合）」が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参加する。
- 「臨時非常配備態勢（震度5弱が発生した場合）」では、「特別職、各部局長、職務上参集が求められる課長及び係長、区内・隣接5区の課長並びに10km圏内居住の係長・あらかじめ指定された者のうち区内・隣接5区居住者」が参加対象となる。

- 「臨時非常配備態勢（震度 5 強が発生した場合）」では、「特別職、各部局長、職務上参集が求められる課長及び係長、区内・隣接 10km 圏内に居住する課長並びに 10km 圏内居住の係長・あらかじめ指定された者のうち 10km 圏内居住者」が参集対象となる。
- 休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度 6 弱以上の地震が東京 23 区に発生した場合は、中央区地域防災計画における「第 4 非常配備態勢」（「表 32：中央区地域防災計画における非常配備態勢」参照）が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。「第 4 非常配備態勢」では全本部職員が参集対象となる。参集場所は各職員が所属するそれぞれの職場又は各防災拠点である。

<非常配備態勢>

表 32：中央区地域防災計画における非常配備態勢

■第1非常配備態勢

項目	内容
時期	概ね 24 時間後に災害が発生するおそれがあるとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。
態勢	水防その他の災害の発生を防ぐための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする。
配置基準	通信情報活動に必要な人員

■第 2 非常配備態勢

項目	内容
時期	概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき、局地災害が発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。
態勢	本部職員の約 3 分の 1 をもってこれに当たり、第 1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。
配置基準	本部職員の約 1/3

■第3 非常配備態勢

項目	内容
時期	事態が切迫し、担当の地域について災害が発生すると予想されるとき、若しくは発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。
態勢	本部職員の半数以上をもってこれに当たり、担当地域の災害に直ちに対処できる態勢とする。
配置基準	本部職員の約 1/2

■第4 非常配備態勢

項目	内容
時期	災害が拡大し、第3 非常配備態勢では対処できないとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。
態勢	本部の全力をもって当たる態勢とする。
配置基準	本部の全力
参集場所	各職員が所属する職場、各防災拠点

- ・ 休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京23区に発生した場合は、中央区地域防災計画における「第4 非常配備態勢」が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。「第4 非常配備態勢」では全本部職員が参集対象となる。参集場所は各職員が所属するそれぞれの職場又は各防災拠点である。

(2)その他参集が必要と判断される場合(局所的な停電の発生など)

- ・ 情報システム課長の判断により、(1)以外の要因によって参集が必要となった場合は、情報システム課長が情報システム課の各係長に指示を出し、対応が求められる職員に対して参集指示を行う。

5-2-2. 参集場所

(1)情報システム課が参集場所となっている職員

- ・ 新富分庁舎への立入りが可能な場合は、新富分庁舎を参集場所とする。
- ・ 新富分庁舎への立入りが不可能な場合（火災など危険な状態にある場合や自動扉のロックが解除されていない場合）は、本庁舎を参集場所とし、情報システム課長及び情報システム課の各係長の指示を仰ぐ。

(2)職員各防災拠点が参集場所となっている職員

あらかじめ決められた防災拠点にそれぞれ参集する。

5-3. 情報システム課への来訪者・職員等の負傷者対応・誘導、避難

5-3-1. 情報システム課への来訪者・職員等の負傷者対応・誘導

災害発生時において、非常時優先業務を迅速かつ確実に遂行するためには、その業務に従事する職員の安否・庁舎への参集可否、参集に要する時間を速やかに災対各部が把握することが重要である。

災害時は停電・通信の輻輳により職員参集の把握が困難となることが予想されるため、電話連絡だけでなく、職員の携帯電話へのメール送信及び SNS の活用のほか、緊急時職員参集システムを利用して迅速に職員の参集状況を確認する。

5-3-1-1. 就業時間帯

(1) 負傷者対応、誘導

就業時間帯の場合、情報システム課内及び周辺の来訪者、職員（契約先職員等を含む。以下同じ。）において負傷者の有無を確認し、該当者が存在する場合には応急措置を行う。また、重傷者以外の来訪者については、避難の必要性がない場合には適切な場所へ誘導し、自分の間とどまるよう要請する。

(2) 庁舎からの避難

就業時間帯で庁舎にとどまっていることが危険と判断される場合には、来訪者及び職員を庁舎外の安全な場所へ適切に誘導する。

(3) 初期消火、延焼防止措置等の二次被害防止策

災害状況の収集及び被害状況の確認は「区 BCP」の「4-3-2. 初動体制」に従って行われるが、情報システム課及びその周辺で火災が発生し、初期消火が有効であると判断される場合には、火災の発生を庁舎管理部門に至急連絡するとともに、可能な範囲内で初期消火を行う。

庁舎内で小規模な火災が発生したが、緊急避難が必要でない場合には、防火扉を閉鎖し煙や延焼を防止した上で、鎮火後に復旧対応を開始する。主な留意点として以下が挙げられる。

- 緊急用システムを除くサーバー類は一旦停止する。
 - ただし、機器のディスクランプが点滅しデータバックアップやシャットダウン処理等行っている場合等、電源を切るかどうかの判断がつかない場合は、即時の安全上の理由がある場合を除いて、事業者の技術者に相談するまで電源を切るべきではない。
- 庁舎から煙が出ている等、庁舎の被害が大きくなる可能性がある場合は避難することが最優先であるため、復旧対応は避難遅延に繋がらない範囲とする。
 - 格納場所が明確かつ軽量である場合には、重要情報、文書、バックアップテープ等の持ち出しを行うことも考えられる。

5-4. 情報システム課職員の緊急時対応

就業時間帯で避難の必要がない場合又は参集後は、「情報システム課災害時対応マニュアル」を参照して対応を行う。

なお、情報システム課に対して、他部署からの問合せが集中する可能性があることが想定される場合、発災時における内部からの問合せの制限について通知を行う。

＜内部からの問合せの制限（例）＞

- ・ 発災時に次のようなアナウンスを行う。
 - 発災時は非常時優先業務の遂行を最優先とする。そのため、情報システムや情報通信機器に関する情報システム課への個別問合せは、基本的に避けることとする。
 - 情報システムに関する情報システム課からの通知は、連絡ツール（チャットツール、グループウェア等）を使って実施する。

5-5. システム所管課職員の緊急時対応

※情報システム課がシステム所管課となっている場合も含む。

5-5-1. 復旧対応

平常時において検討・準備していた復旧手順をもとに、「非常時優先業務において使用する情報システム」の復旧・立上げ・維持のための対応を行う。

5-5-1-1. 就業時間帯で避難の必要がない場合、または参集後

(1)準備・初動対応

就業時間帯で避難の必要がない場合又は参集後は、下図のとおり、情報システムの復旧・立上げ・維持を行う。対象は「非常時優先業務において使用する情報システム」のうち、立上げが必要と判断された情報システムとする。

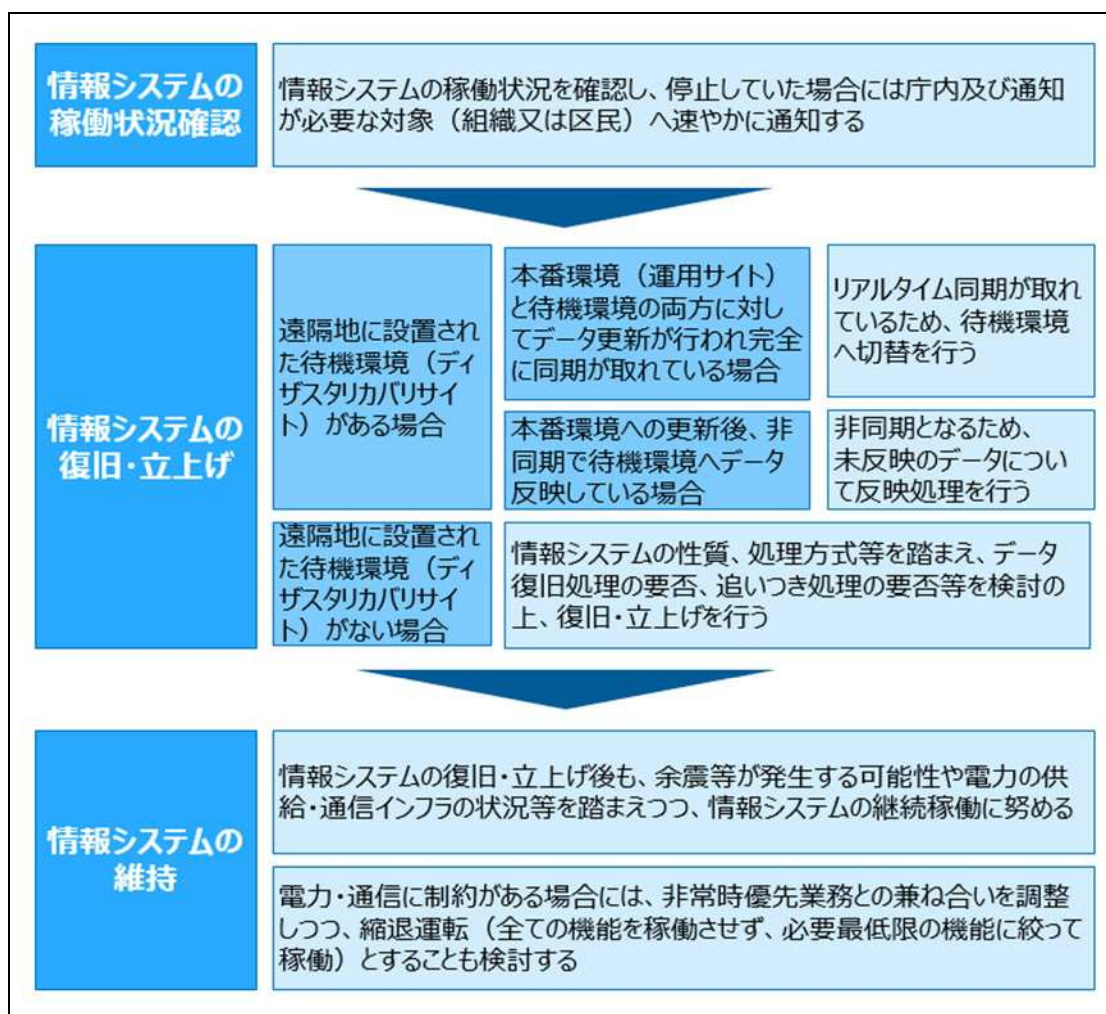


図 18:システム所管課職員の初動対応の流れ

なお、情報システムの提供主体、運用・保守の状況により、次のパターンが想定される。

表 33:緊急時におけるシステム所管課職員の対応

システムの提供パターン	情報システムの復旧・立上げ・維持の可否判断	初動対応
省庁・自治体等が提供主体である場合	提供主体 (省庁・自治体等)	- 提供主体からの情報共有を受けて、情報システムの稼働状況、復旧・立上げ・維持の可否、復旧所要時間（目標復旧時間までに復旧可能か、難しい場合どの程度要する見込みか）等を把握 - 庁内及び通知が必要な対象（組織又は区民）へ上記情報を通知

外部事業者に運用・保守を委託している場合	本区	- 外部事業者と連絡を取り、情報システムの稼働状況を確認 （停止していた場合）サーバーや外部事業者の状況を踏まえ、情報システムの復旧・立上げ・維持に関する可否、復旧所要時間（目標復旧時間までに復旧可能か、難しい場合どの程度要する見込みか）等を検討・判断 （停止していた場合）情報システムの復旧・立上げ・維持に向けた対応を実施 - 庁内及び通知が必要な対象（組織又は区民）へ、情報システムの稼働状況を随時通知
システム所管課が運用・保守を行っている場合（情報システム課がシステム所管課となっている場合を含む。）	本区	- 情報システムの稼働状況を確認 （停止していた場合）サーバー、本区の電力供給等の状況を踏まえ、情報システムの復旧・立上げ・維持に関する可否、復旧所要時間（目標復旧時間までに復旧可能か、難しい場合どの程度要する見込みか）等を検討・判断 （停止していた場合）情報システムの復旧・立上げ・維持に向けた対応を実施 - 庁内及び通知が必要な対象（組織又は区民）へ、情報システムの稼働状況を随時通知

6. 用語集

本計画書における用語の説明は次のとおりである。

アルファベットで表記されているものはアルファベット順で、漢字やカタカナ表記のものは五十音順でそれぞれ記載する。

<アルファベット順>

用語	説明
BCP	Business Continuity Plan （業務継続計画）。災害時等における非常時優先業務を維持し、区民の生命・身体・財産を災害から保護するための全庁的な方針を整理したもの。
BWA	Broadband Wireless Access （広帯域移動無線アクセス）のこと。 2.5GHz 帯の電波を利用した高速無線通信システムで、自治体の防災情報配信、学校のネット利用等に活用されている。
IaaS	Infrastructure as a Service の略。仮想サーバー、ストレージ、ネットワークなどの IT インフラをインターネット経由でオンデマンド提供するクラウドサービスのこと。
ICT	Information Communication Technology （情報通信技術）のこと。
ICT-BCP	ICT 部門の BCP（業務継続計画）のこと。本区においては、情報システムのシステム所管課における BCP。災害時に自庁舎が被災しても ICT 資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保するための計画であり、BCP の実効性担保に欠かせないもの。
OS	Operating System の略。機器の基本的な管理や制御のための機能や、多くのソフトウェアが共通して利用する基本的な機能などを実装したシステム全体を管理するソフトウェア。
PaaS	Platform as a Service の略。アプリケーションの開発・実行に必要な OS、ミドルウェア、データベースなどの土台（プラットフォーム）を、インターネット経由で提供するクラウドサービスのこと。
RLO	目標復旧レベル（ RLO : Recovery Level Objective ） 非常時優先業務を「どの程度」復旧させるか
RTO	目標復旧時間（ RTO : Recovery Time Objective ）非常時優先業務を「いつまでに」復旧させるか
SaaS	Software as a Service の略。ソフトウェアをインターネット経由でサービスとして利用すること。
SLA	Service Level Agreement /サービスレベル契約

Wi-Fi	無線でパソコンやスマートフォン等をインターネットや LAN に繋ぐ通信技術（無線 LAN）のこと。
-------	---

<五十音順>

用語	説明
インフラ	インフラストラクチャーの略。生活や企業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾、電力、上下水道、通信設備などを指す社会資本のこと。
ガバメントクラウド	デジタル庁が主導し、国や地方自治体が共通で利用する安全・高機能なクラウド基盤のこと。
クラウドサービス	インターネット経由でサーバー、ストレージ、データベース、ソフトウェアなどの IT リソースを必要な分だけ利用できるサービスのこと。
サイバー攻撃	インターネットなどのネットワークを介して、コンピュータやスマートフォン、サーバーなどの情報機器に対し、不正アクセスを行い、データの窃取・改ざん・破壊、システムの停止や妨害、金銭の要求などを目的とした悪意のある行為全般のこと。
システム障害	IT システムやサービスがハードウェア故障、バグ、人的ミス、サイバー攻撃などにより正常に動作しなくなる状態のこと。
ソフトウェア	コンピューター（ハードウェア）を動作させるためのプログラムやデータのこと。
ディザスタリカバリ	地震・津波・火災などの自然災害や、サイバー攻撃、機器障害などによって IT システムが機能停止した際、早期に復旧・修復する対策や体制のこと。
データセンター	サーバーやネットワーク機器を安全に集約し、24 時間 365 日安定稼働させるための専用施設のこと。
トリアージ	緊急度・重症度に応じて対応の優先順位を決めること。
ネットワーク	パソコンやスマートフォン、サーバーなどの機器を通信ケーブルや無線で網状に接続し、データや情報を共有する技術・状態のこと。
ハードウェア	コンピュータや電子機器において、物理的な実体を持つ機械部品や装置のこと。
バックアップデータ	機器の故障や紛失によるデータ消失に備えて、外部機器やクラウドサービスにコピーして保護されたパソコンやスマホの写真、文書などのデータのこと。
ミドルウェア	OS と実処理を行うアプリケーションを仲介し、それぞれを補佐するソフトウェアのこと。
リージョン	クラウドサービスにおいてデータセンターが設置された地理的な拠点のこと。

リソース	「資源」を意味し、目的達成に必要なヒト・モノ・カネ・情報・時間・技術等のこと。
------	---

以上